議案第3号 市道の廃止について

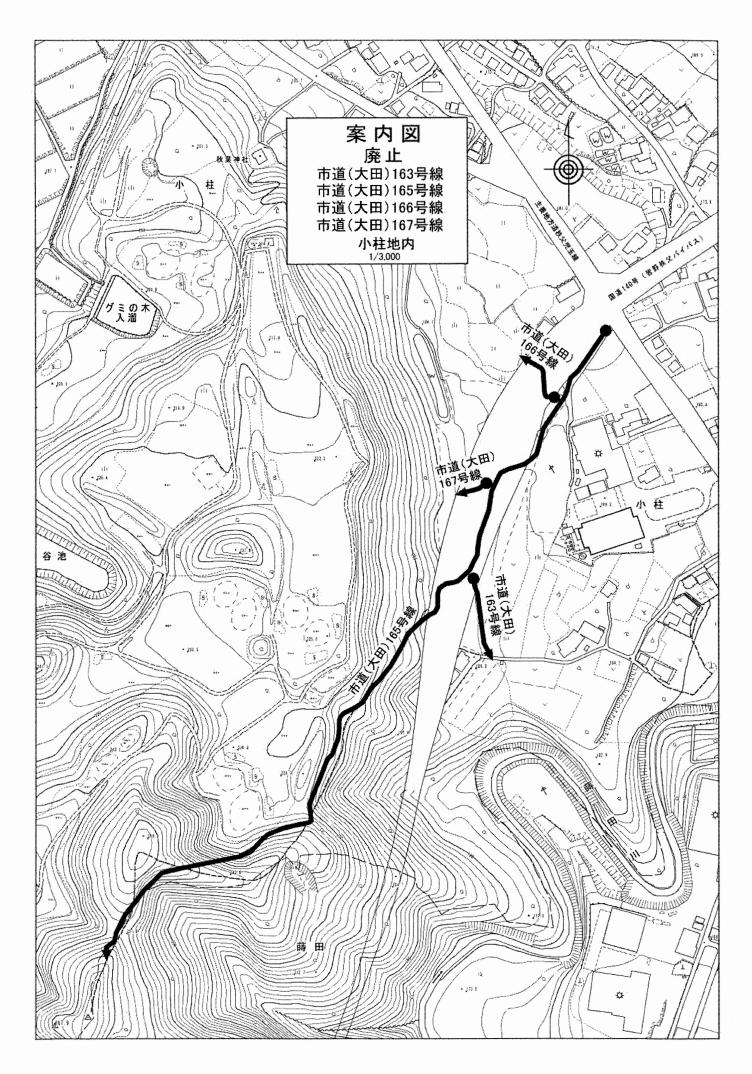
次のとおり市道を廃止することについて議決を求める。

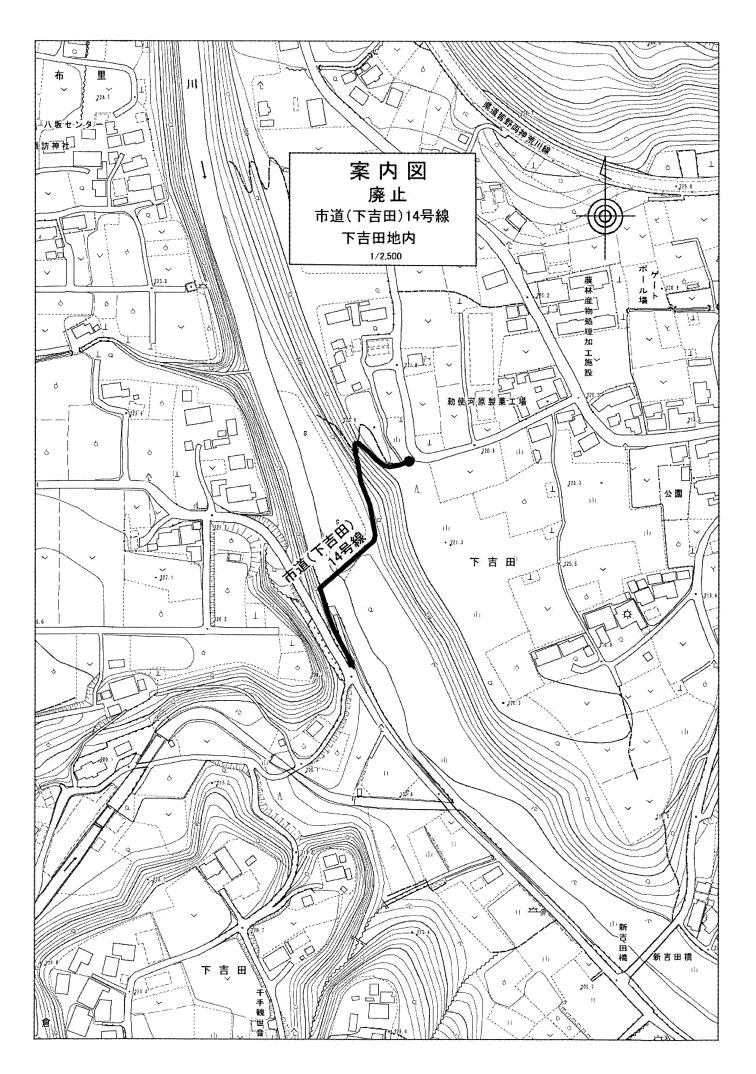
路線名	起	点	重要な
	終	点	経過地
大田163号線	秩父市小柱字塚原	563番 地先	
	秩父市小柱字塚原	560番 地先	
大田165号線	秩父市小柱字長池	578番1地先	
	秩父市蒔田字天狗山	447番 地先	
大田166号線	秩父市小柱字長池	575番 地先	
	秩父市小柱字長池	574番1地先	
大田167号線	秩父市小柱字長池	568番 地先	
	秩父市小柱字長池	567番 地先	
下吉田14号線	秩父市下吉田字井上	6206番 地先	
	秩父市下吉田字橋倉	5104番1地先	
吉田阿熊 4 号線	秩父市吉田阿熊字彦久保	90番2地先	
	秩父市吉田阿熊字彦久保	85番 地先	
吉田阿熊18号線	秩父市吉田阿熊字川久保	1556番 地先	
	秩父市吉田阿熊字横田倉	1399番 地先	
吉田石間8号線	秩父市吉田石間字諏訪	1909番 地先	
	秩父市吉田石間字諏訪	1896番 地先	
吉田石間18号線	秩父市吉田石間字高岸	2725番 地先	
	秩父市吉田石間字高椚	2681番 地先	
吉田石間25号線	秩父市吉田石間字露窪	3556番1地先	
	秩父市吉田石間字大平	3345番 地先	
吉田石間31号線	秩父市吉田石間字半納	3984番1地先	
	秩父市吉田石間字男衾	4470番2地先	
荒川上田野106号線	秩父市荒川上田野字越	1215番1地先	
	秩父市荒川上田野字南山	2447番 地先	

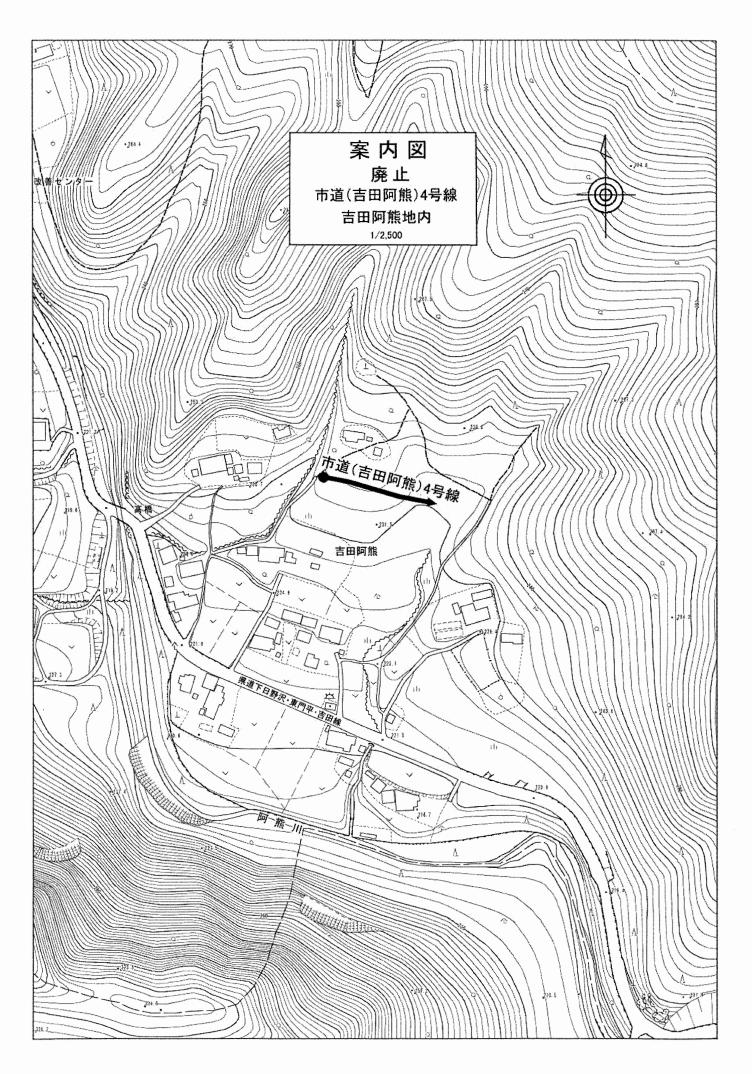
平成31年2月25日提出

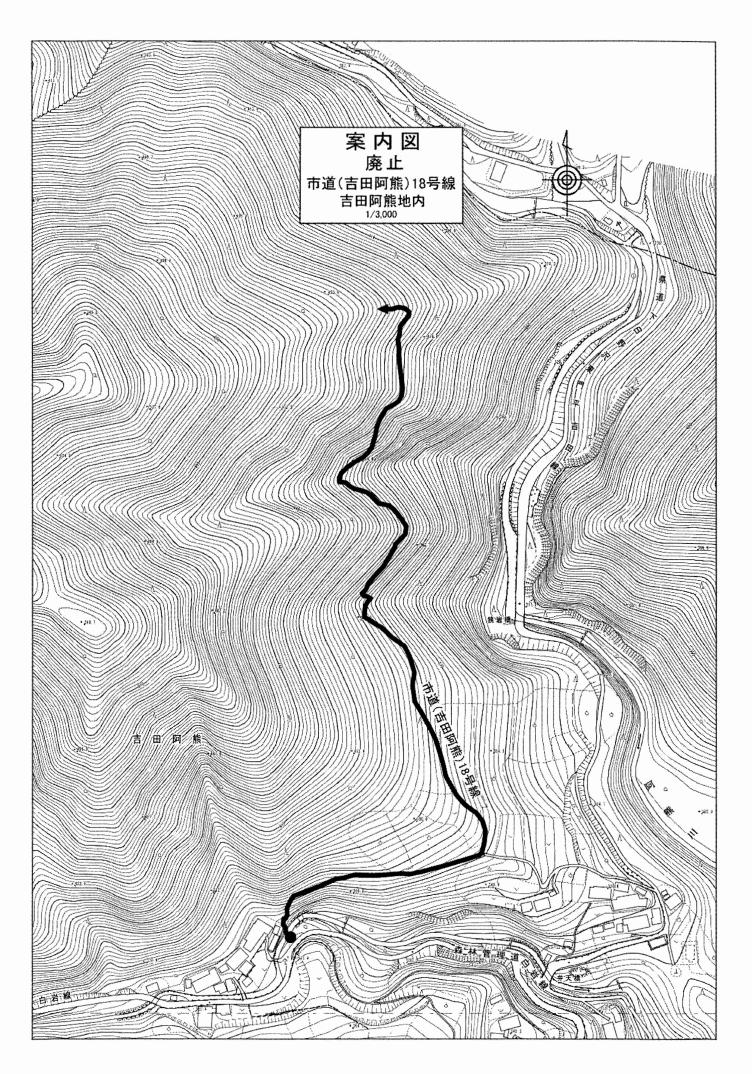
提案理由

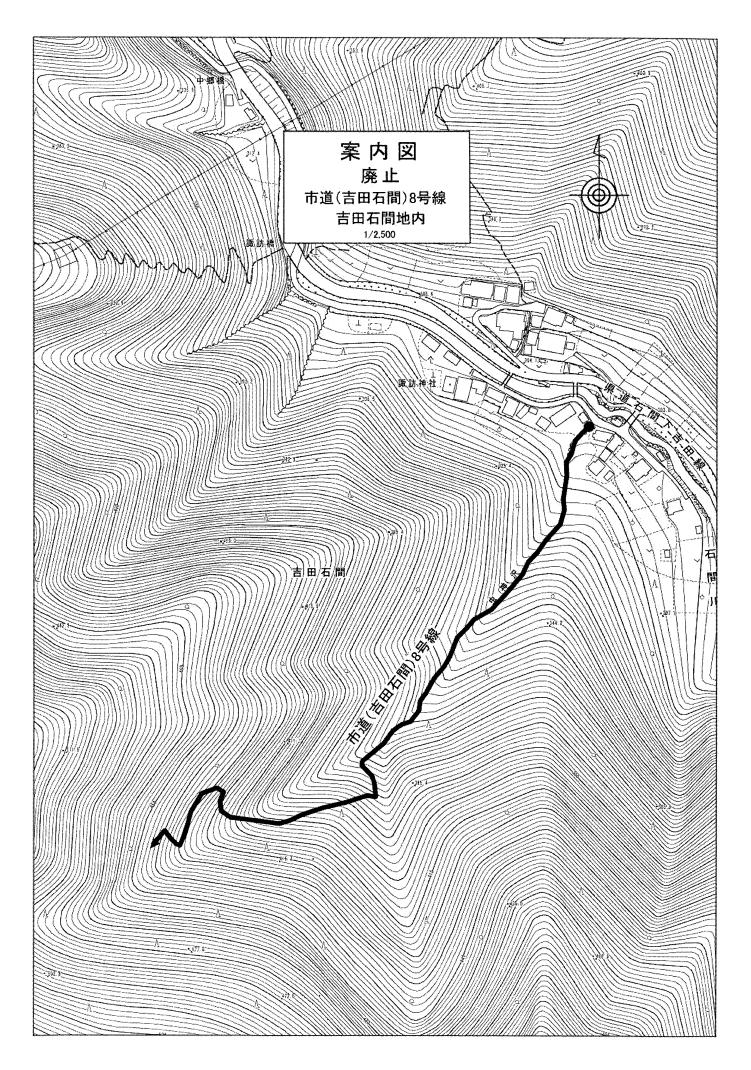
市道を廃止したいため、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の 規定により提出する。

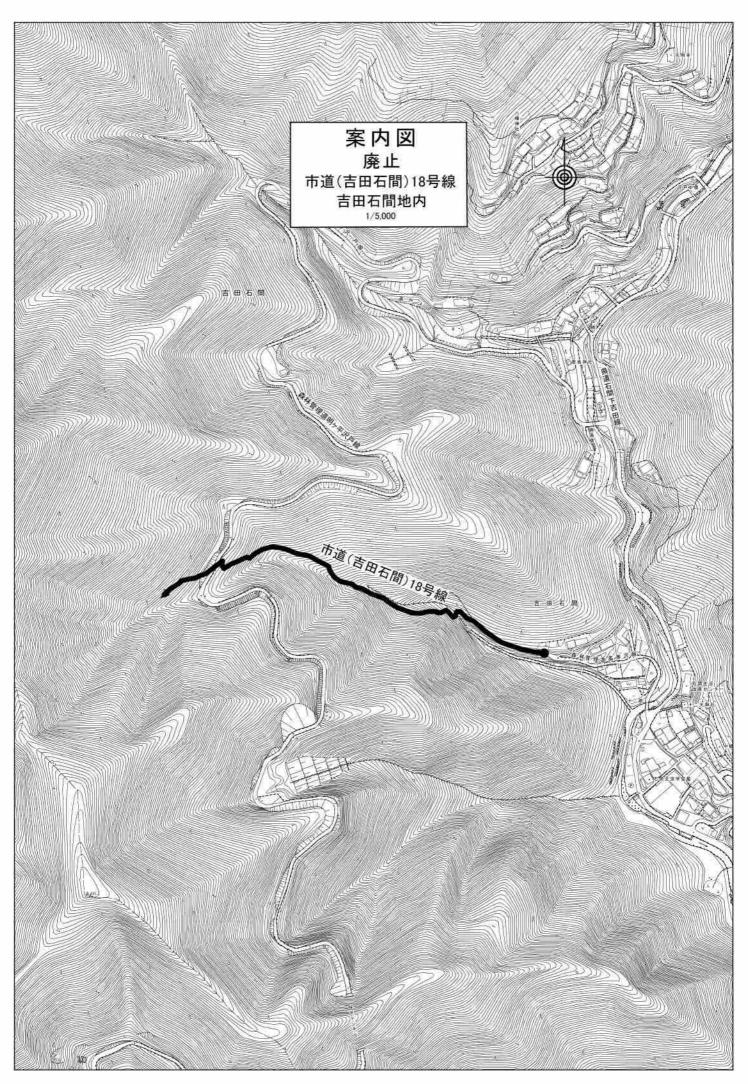


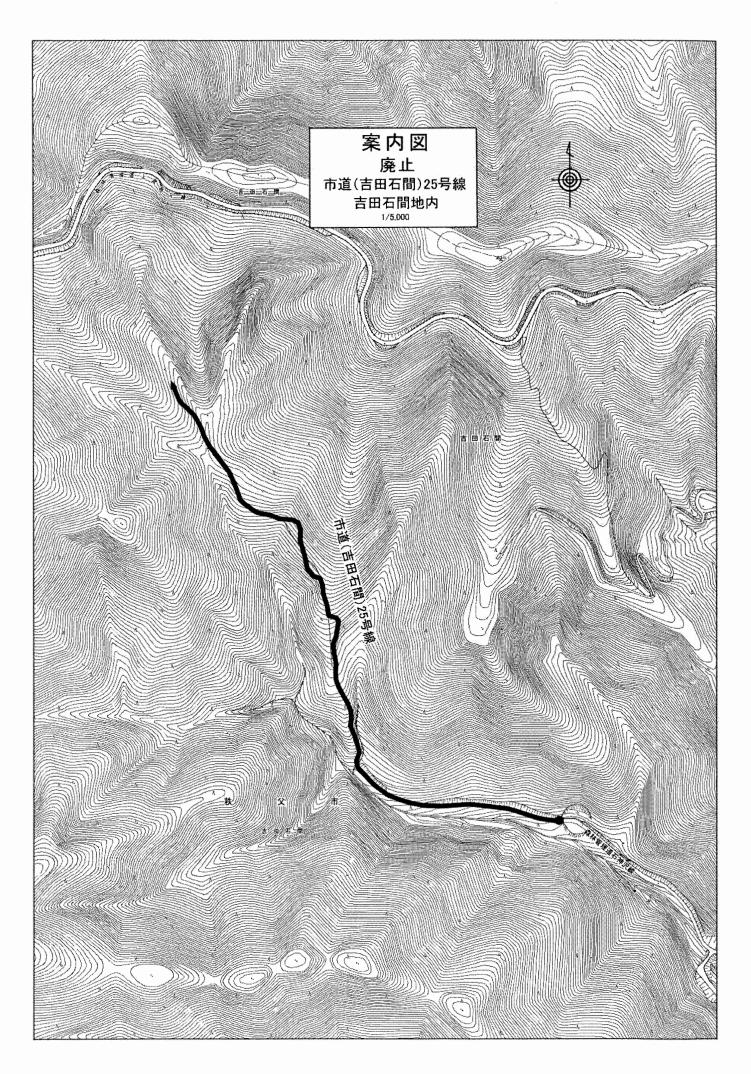


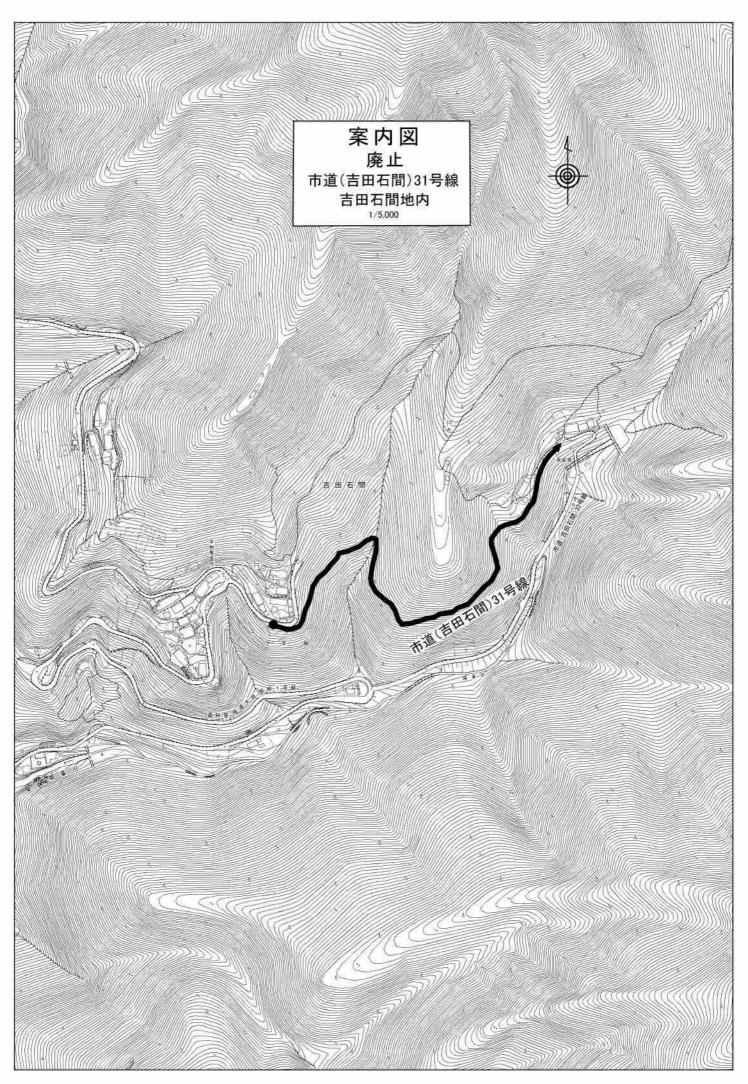


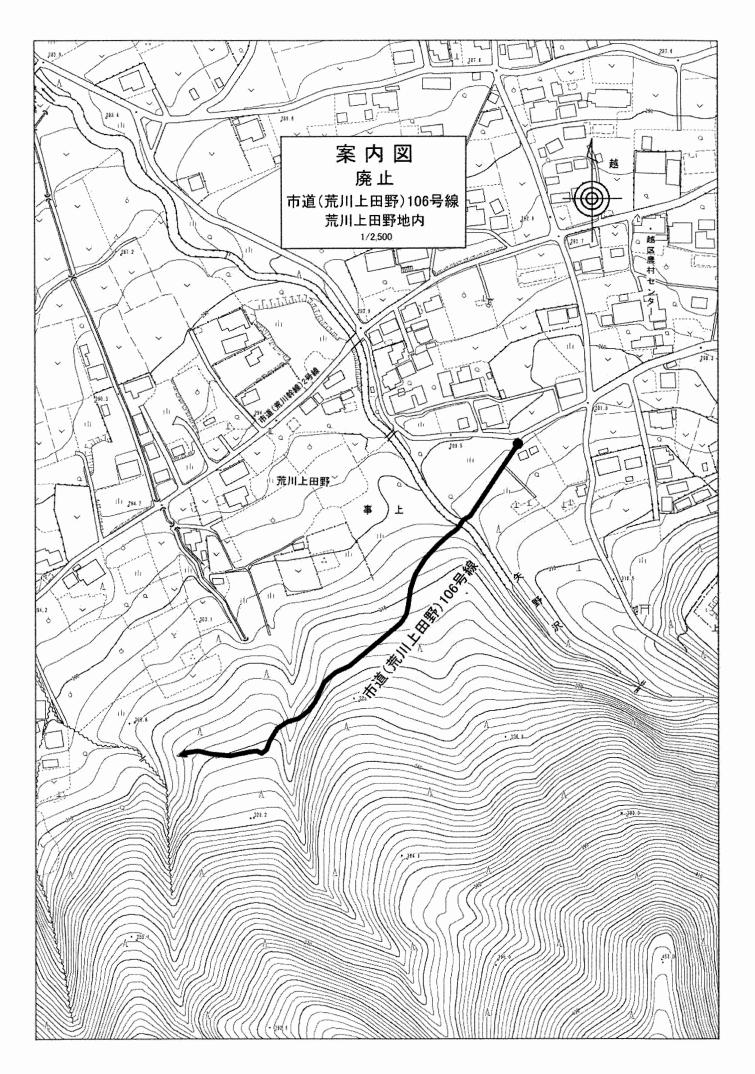












議案第4号

横瀬町とのちちぶ定住自立圏形成協定書の変更について

定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官 通知)に基づき、横瀬町との間において定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更締 結するため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関す る条例(平成21年秩父市条例第17号)第2号の規定に基づき、議会の議決を求 める。

平成31年2月25日提出

提案理由

横瀬町との間に締結したちちぶ定住自立圏形成協定について、以下の項目を追加したいため。

(1)生活機能の強化に係る政策分野 高等学校と連携した地域振興

当初協定日:平成21年9月25日

第1回変更協定日:平成22年3月24日

第2回変更協定日:平成23年9月30日

ちちぶ定住自立圏の形成に関する変更協定書 (第3回)

秩父市(以下「甲」という。)と横瀬町(以下「乙」という。)で締結した、ち ちぶ定住自立圏の形成に関する協定の第3条を次のとおり変更する。

(連携する取組の分野、内容並びに甲及び乙の役割分担)

第3条 連携して取り組む政策分野、内容並びに甲及び乙の役割は、次のとおりとする。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

- (7) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減
 - a 取組の内容

圏域における医師・医療スタッフの確保及び負担軽減を図るため、医療に 関する需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、医師・医療ス タッフの相互派遣体制の支援、院内保育の整備運営など関連事業を実施する。

- b 甲の役割
 - (a) 医療に関する需要調査及び医師・医療スタッフ体制の検証を行う。
 - (b) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減に関する事業の企画立案及び連 絡調整を行うとともに、関連事業を実施する。
- c 乙の役割
 - (a) 医療に関する需要調査及び医師・医療スタッフ体制の検証に協力する。
 - (b) 甲と共同で、医師・医療スタッフの確保及び負担軽減に関する事業の企画立案を行う。
 - (c) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減に関する事業の円滑な実施に協力する。
- (イ) 救急医療体制の充実
 - a 取組の内容

圏域における救急医療体制をさらに充実させるため、需要を調査するとと もに、現在の体制を検証した上で、秩父郡市医師会及び医療系大学との連携 の強化、医療スタッフのサポート体制の確立などの関連事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) 救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証を行う。
- (b) 救急医療体制を充実させるための事業の企画立案及び連絡調整を行う。
- (c) 関連する事業を実施し、必要とされる経費の支出を行う。

c 乙の役割

- (a) 救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証に協力する。
- (b) 甲と共同で、救急医療体制を充実させるための事業の企画立案を行う。
- (c) 救急医療体制を充実させるための事業の円滑な実施に協力する。

(ウ) リハビリテーション体制の確立

a 取組の内容

圏域におけるリハビリテーション体制を確立するため、需要を調査・検証 した上で、圏域内外の医療機関等と連携し、回復期リハビリテーションを中 心とした事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) リハビリテーションの需要調査及び体制の確立に向けた検証を行う。
- (b) リハビリテーション体制の確立に向けた事業の企画立案及び連絡調整 を行うとともに、関連事業を実施する。

c 乙の役割

- (a) リハビリテーションの需要調査及び体制の確立に向けた検証に協力する。
- (b) 甲と共同で、リハビリテーション体制の確立に向けた事業の企画立案を 行う。
- (c) リハビリテーション体制の確立に向けた事業の円滑な実施に協力する。

イ 保健・福祉

- (7) 住民を対象とした保健福祉事業の充実
 - a 取組の内容

圏域内の住民を対象とした保健福祉事業を充実させるため、合同で実施することが効果的・効率的と認められた事業を実施する。

b 甲の役割

合同で実施することが効果的・効率的と認められた保健福祉事業の企画 立案及び連絡調整を行い、実施する。

c 乙の役割

- (a) 甲と共同で、合同で実施することが効果的・効率的と認められた保健 福祉事業の企画立案を行う。
- (b) 合同で実施することが効果的・効率的と認められた保健福祉事業の円 滑な実施に協力する。

(イ) 子育て支援及び児童福祉の充実

a 取組の内容

ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育などをはじめとした秩父圏域の子育で支援及び児童福祉を充実させるため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、合同で実施することが効果的・効率的と認められた事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) 子育て支援施策及び児童福祉施策が効果的・効率的となるよう必要な 調査及び体制の検証を行う。
- (b) 子育て支援及び児童福祉に関連する事業の企画立案及び関係団体との 連絡調整を行うとともに、関連事業を主体的に実施する。

c 乙の役割

- (a) 子育て支援施策及び児童福祉施策が効果的・効率的となるよう必要な 調査及び体制の検証に協力する。
- (b) 甲と共同で、子育て支援及び児童福祉に関連する事業の企画立案を行う。
- (c) 子育て支援及び児童福祉に関連する事業の実施に必要となる情報提供 等を行う。

ウ 教育

(ア) 生涯学習の充実

a 取組の内容

圏域内で生涯学び続けられる機会を確保するため、生涯学習施設の整備 運営を行うとともに、秩父学などの生涯学習にふさわしい科目に関する講 座の充実を図る。

b 甲の役割

- (a) 学習施設について企画立案し、整備運営を行う。
- (b) 生涯学習にふさわしい科目に関する講座について企画立案を行い、講 座を運営する。
- (c) 生涯学習にふさわしい科目に関する講座の広報を行い、受講生を募集 する。

c 乙の役割

- (a) 甲と共同で、生涯学習にふさわしい科目に関する講座について企画立 案を行い、甲が行う講座の運営に協力する。
- (b) 甲と共同で、乙内で講座の広報を行うとともに、受講生を募集する。

(イ) 保護者の学習に関する事業の充実

a 取組の内容

保護者の学習に関する事業を充実させるため、合同で実施することが効果的・効率的と認められた事業を実施する。

b 甲の役割

保護者の学習に関する事業の企画立案及び関係機関との連絡調整を行う とともに、関連事業を実施する。

c 乙の役割

甲と共同で、保護者の学習に関する事業を企画立案するとともに、事業 実施に必要となる情報提供等を行う。

(ウ) 高等学校と連携した地域振興

a 取組の内容

圏域内の高等学校との連携を強化するとともに、地域振興のため合同で 実施することが効果的と認められた事業及び高等学校の魅力化を推進する 事業等を実施する。

b 甲の役割

高等学校と連携した地域振興に関する事業及び高等学校の魅力化を推進する事業等の企画立案並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、関連事業を実施する。

甲と共同で、高等学校と連携した地域振興に関する事業及び高等学校の 魅力化を推進する事業等を企画立案するとともに、関連事業を実施する。

工 産業振興

- (ア) 滞在型観光の促進
 - a 取組の内容

圏域全体における滞在型観光を促進するため、観光情報の共有化、マップ等の作成などの既存事業を見直した上で、圏域内の観光施設を結ぶ広域型観光ルートの整備、全国に向けての観光客誘致宣伝活動の展開などを実施する。

b 甲の役割

- (a) 滞在型観光の促進事業について企画立案及び関係機関との連絡調整を 行い、事業を実施する。
- (b) 関係者による連絡会議(仮称)を設置し、とりまとめ及び連絡調整を 行う。

c 乙の役割

- (a) 甲と共同で、滞在型観光の促進事業について企画立案及び乙内の関係 機関の連絡調整を行い、事業の実施に協力する。
- (b) 連絡会議(仮称)の運営に協力し、乙内の関係機関の連絡調整を行う。

(イ) 外国人観光客の増加

a 取組の内容

圏域内への外国人観光客を増加させるため、外国人向けの観光ルートの 整備、外国人観光客の受入体制の取組などを実施する。

b 甲の役割

- (a) 外国人観光客の誘客を推進する事業の企画立案及び関係機関との連絡 調整を行い、事業を実施する。
- (b) 関係者による連絡会議(仮称)を設置し、とりまとめ及び連絡調整を 行う。

- (a) 甲と共同で、外国人観光客の誘客を推進する事業の企画立案及び乙内の関係機関の連絡調整を行い、事業の実施に協力する。
- (b) 連絡会議(仮称)の運営に協力し、乙内の関係機関の連絡調整を行う。

(ウ) 圏域内企業の支援体制の充実

a 取組の内容

事業者及び創業希望者を対象にコーディネーターを派遣し経営課題などに関する診断、助言などの一貫した支援を行うための産学官連携コーディネート事業など圏域内企業を支援するための事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) 産学官連携コーディネート事業などの企画立案、委託先の選定及び関係機関との連絡調整を行うとともに、事業内容の充実に努める。
- (b) 必要に応じて需要調査の実施及び産学官連携コーディネート事業など 関連事業の情報提供を行う。

c 乙の役割

- (a) 甲と共同で、産学官連携コーディネート事業などを企画立案するとと もに、乙に所在する企業などに対して、産学官連携コーディネート事業 などに関する広報活動を行う。
- (b) 事業の実施及び情報収集に協力する。

(エ) 有害鳥獣対策の推進

a 取組の内容

圏域内の農山村の機能を保全するため、鳥獣による農林水産業等に係る 被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)に基づ き、鳥獣被害防止対策を総合的に進める。

b 甲の役割

関係する住民及び団体との連携を図りつつ、鳥獣被害防止対策に関する情報交換及び研究を行うとともに、当該対策が有効なものとなるよう取り組む。

c 乙の役割

甲と共同で、関係する住民及び団体との連携を図りつつ、鳥獣被害防止対策に関する情報交換及び研究を行うとともに、当該対策が有効なものとなるよう取り組む。

(オ) 地域ブランドの確立と特産品の販売促進

a 取組の内容

地域農林水産物及び特産品に関する情報を相互に提供して集約するとと もに、開発・発掘に努め、生産者、販売者及び関係団体等と連携して地域ブ ランドを確立するとともに、地域一丸となった販売戦略を構築する。

b 甲の役割

- (a) 圏域内の農林水産物及び特産品の情報を集約しながら、地域ブランド確立に向け、調査を実施する。
- (b) 生産者、販売者及び関係団体等の調整を行い、販売戦略を研究し、販路 拡大を図る。
- (c) 販売促進に資するイベント及び商談会の情報を収集し、参加する団体を 支援する。
- c 乙の役割
 - (a) 農林水産物及び特産品に関する情報を提供し、地域ブランド確立及び販路拡大に協力する。
 - (b) イベント及び商談会に参加する団体を育成し、支援する。

才 環境

ちちぶ環境保全の推進

a 取組の内容

甲及び乙が行う環境の保全のための独自の取組、既存の条例及び基本計画等を踏まえた上で、圏域における新たな環境の保全に関する総合的な計画を策定し、計画に基づく事業を実施する。

- b 甲の役割
 - (a) 新たな環境の保全に関する総合的な計画のとりまとめとともに、関係機関との連絡調整を行う。
 - (b) 計画の実現性を確保するため、計画に関連した情報収集及び各種関連法 令等の確認を行う。
 - (c) 計画に基づく事業を実施する。
- c 乙の役割
 - (a) 新たな環境の保全に関する総合的な計画のうち、乙内の計画のとりまと めを行う。
 - (b) 甲と共同で、計画に関連した調査、情報収集及び各種関連法令等の確認 を行う。
 - (c) 計画に基づく事業の円滑な実施に協力する。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

誰もが利用しやすい公共交通の推進

a 取組の内容

圏域における公共交通を充実させるため、公共交通の需要を調査すると ともに、現在の体制を検証し、誰もが利用しやすい公共交通ネットワーク の再構築に取り組む。

b 甲の役割

- (a) 公共交通の需要調査、現在の体制の検証及び関係機関との連絡調整を 行う。
- (b) 公共交通ネットワークの再構築のための企画立案を行うとともに、圏域の実情に応じた公共交通手段による試験運行を行い、効果があると認められた事業を実施する。

c 乙の役割

- (a) 公共交通の需要調査及び現在の体制の検証に協力する。
- (b) 甲と共同で、公共交通ネットワークの再構築のための企画立案を行う。
- (c) 試験運行や効果があると認められた事業の円滑な実施に協力する。

イ デジタル・デバイドの解消に向けたICTインフラの整備

- (ア) 秩父圏域情報化の推進
 - a 取組の内容

圏域におけるデジタル・デバイドの解消及び情報ネットワーク化を推進するため、「秩父圏域情報化推進計画(仮称)」を策定する。

b 甲の役割

- (a) 秩父圏域情報化推進計画(仮称)を策定する。
- (b) 計画の実現性を確保するため、関係機関の調整を行う。
- (c) 最新技術動向の研究及び情報交換を行う。
- c 乙の役割
 - (a) 甲と共同で、秩父圏域情報化推進計画(仮称)を策定する。
 - (b) 甲と共同で、最新技術動向の研究及び情報交換を行う。

(イ) 地域情報共有システムの構築準備

a 取組の内容

圏域の防災・防犯情報などの提供システムの運用について研究する。

- b 甲の役割
 - (a) 導入事例の調査及びシステム設計を行う。
 - (b) 運用面を検討する際に、関係機関との連絡調整を行う。
 - (c) 運営のための委託事業者の選定を行う。
- c 乙の役割

甲と共同で、導入事例の調査を行うとともに、システム設計に関する情報 提供などを行う。

ウ 圏域外の住民との交流及び移住促進

交流及び移住促進事業の実施

a 取組の内容

圏域外の住民を多く受け入れるため、民間団体などと協力して、需要を調査するとともに、現在の取組を検証した上で、都市住民との体験交流事業、空き家バンクなどの交流及び移住促進事業を実施する。

- b 甲の役割
 - (a) 交流及び移住促進に関する需要調査、現在の取組の検証及び関係機関 との連絡調整を行う。
 - (b) 交流及び移住促進事業の企画立案を行い、実施する。
- c 乙の役割
 - (a) 交流及び移住促進に関する需要調査、現在の取組の検証及び情報提供 などに協力する。
 - (b) 甲と共同で、交流及び移住促進事業の企画立案を行う。
 - (c) 交流及び移住促進事業の円滑な実施に協力する。

工 水道

秩父圏域における水道事業の運営の見直し

a 取組の内容

圏域における水道事業の運営の在り方について、検討を行う。

- b 甲の役割
 - (a) 圏域内にある水道事業の連携、今後の施設の在り方等について、計画を 策定する。

- (b) 計画の実現性を確保するため、関係機関の調整を行う。
- c 乙の役割

計画の策定に当たり必要となる調査等に協力し、情報提供等を行う。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

人材育成等

a 取組の内容

圏域内の職員や関係者の資質及び政策形成能力の向上など、圏域マネジメント能力を強化するため、圏域外の専門家を招へいし、合同研修などを実施する。

- b 甲の役割
 - (a) 医療分野、観光分野などの圏域外の専門家を招へいする。
 - (b) 合同研修などの主催及び連絡調整を行う。
- c 乙の役割
- (a) 圏域外の専門家の招へいに協力する。
- (b) 合同研修などの実施に協力する。

この協定の締結を証するため、本変更協定書(第3回)2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

秩父市熊木町8番15号 甲 秩父市 秩父市長 久 喜 邦 康

秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地

乙 横瀬町

横瀬町長 富田能成

議案第5号

皆野町とのちちぶ定住自立圏形成協定書の変更について

定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官 通知)に基づき、皆野町との間において定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更締 結するため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関す る条例(平成21年秩父市条例第17号)第2号の規定に基づき、議会の議決を求 める。

平成31年2月25日提出

提案理由

皆野町との間に締結したちちぶ定住自立圏形成協定について、以下の項目を追加 したいため。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 高等学校と連携した地域振興

当初協定日:平成21年9月25日

第1回変更協定日:平成22年3月24日

第2回変更協定日:平成23年9月30日

ちちぶ定住自立圏の形成に関する変更協定書 (第3回)

秩父市(以下「甲」という。)と皆野町(以下「乙」という。)で締結した、ちちぶ定住自立圏の形成に関する協定の第3条を次のとおり変更する。

(連携する取組の分野、内容並びに甲及び乙の役割分担)

第3条 連携して取り組む政策分野、内容並びに甲及び乙の役割は、次のとおりと する。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア医療

- (ア) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減
 - a 取組の内容

圏域における医師・医療スタッフの確保及び負担軽減を図るため、需要を 調査するとともに、現在の体制を検証した上で、医師・医療スタッフの相互 派遣体制の支援、院内保育の整備運営など関連する事業を合同で実施する。

- b 甲の役割
 - (a) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減に関する需要の調査・検証、 事業の企画立案及び連絡調整を行う。
 - (b) 関連する事業を実施し、必要とされる経費の支出を行う。
- c 乙の役割
 - (a) 甲が行う医師・医療スタッフの確保及び負担軽減に関する事業の企画 立案に協力する。
 - (b) 関連した事業の実施に当たり、甲に対して受益に応じた負担を担うと ともに、円滑に運営されるための必要な支援を行う。

(イ) 救急医療体制の充実

a 取組の内容

圏域における救急医療体制をさらに充実させるため、需要を調査するとと

もに、現在の体制を検証した上で、秩父郡市医師会及び医療系大学との連携 の強化、医療スタッフのサポート体制の確立などの関連事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) 救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証を行う。
- (b) 救急医療体制を充実させるための事業の企画立案及び連絡調整を行う。
- (c) 関連する事業を実施し、必要とされる経費の支出を行う。

c 乙の役割

- (a) 救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証に協力する。
- (b) 甲と共同で、救急医療体制を充実させるための事業の企画立案を行う。
- (c) 救急医療体制を充実させるための事業の円滑な実施に協力する。

(ウ) リハビリテーション体制の確立

a 取組の内容

圏域におけるリハビリテーション体制を確立するため、需要を調査・検証した上で、圏域内外の医療機関等と連携し、回復期リハビリテーションを中心とした事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) リハビリテーションの需要調査及び体制の確立に向けた検証を行う。
- (b) リハビリテーション体制の確立に向けた事業の企画立案及び連絡調整 を行うとともに、関連事業を実施する。

c 乙の役割

- (a) リハビリテーションの需要調査及び体制の確立に向けた検証に協力する。
- (b) 甲と共同で、リハビリテーション体制の確立に向けた事業の企画立案 を行う。
- (c) リハビリテーション体制の確立に向けた事業の円滑な実施に協力する。

イ 保健・福祉

- (ア) 住民を対象とした保健福祉事業の充実
 - a 取組の内容

圏域内の住民を対象とした保健福祉事業を充実させるため、合同で実施することが効果的・効率的と認められた事業を実施する。

b 甲の役割

合同で実施することが効果的・効率的と認められた保健福祉事業の企画 立案及び連絡調整を行い、実施する。

c 乙の役割

- (a) 甲と共同で、合同で実施することが効果的・効率的と認められた保健 福祉事業の企画立案を行う。
- (b) 合同で実施することが効果的・効率的と認められた保健福祉事業の円 滑な実施に協力する。

(イ) 子育て支援及び児童福祉の充実

a 取組の内容

ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育などをはじめとした秩父圏域の子育で支援及び児童福祉を充実させるため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、合同で実施することが効果的・効率的と認められた事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) 子育て支援施策及び児童福祉施策が効果的・効率的となるよう必要な 調査及び体制の検証を行う。
- (b) 子育て支援及び児童福祉に関連する事業の企画立案及び関係団体との 連絡調整を行うとともに、関連事業を主体的に実施する。

c 乙の役割

- (a) 子育て支援施策及び児童福祉施策が効果的・効率的となるよう必要な 調査及び体制の検証に協力する。
- (b) 甲と共同で、子育て支援及び児童福祉に関連する事業の企画立案を行う。
- (c) 子育て支援及び児童福祉に関連する事業の実施に必要となる情報提供 等を行う。

ウ教育

(7) 生涯学習の充実

a 取組の内容

圏域内で生涯学び続けられる機会を確保するため、生涯学習施設の整備 運営を行うとともに、秩父学などの生涯学習にふさわしい科目に関する講 座の充実を図る。

b 甲の役割

- (a) 学習施設について企画立案し、整備運営を行う。
- (b) 生涯学習にふさわしい科目に関する講座について企画立案を行い、講座を運営する。
- (c) 生涯学習にふさわしい科目に関する講座の広報を行い、受講生を募集 する。

c 乙の役割

- (a) 生涯学習にふさわしい科目に関する講座について甲とともに企画立案 を行い、甲が行う講座の運営に協力する。
- (b) 甲と協力して、乙地域内で講座の広報を行うとともに、受講生を募集 する。

(イ) 保護者の学習に関する事業の充実

a 取組の内容

保護者の学習に関する事業を充実させるため、合同で実施することが効果的・効率的と認められた事業を実施する。

b 甲の役割

保護者の学習に関する事業の企画立案及び関係機関との連絡調整を行うとともに、関連事業を実施する。

c 乙の役割

甲と共同で、保護者の学習に関する事業を企画立案するとともに、事業 実施に必要となる情報提供等を行う。

(ウ) 高等学校と連携した地域振興

a 取組の内容

圏域内の高等学校との連携を強化するとともに、地域振興のため合同で 実施することが効果的と認められた事業及び高等学校の魅力化を推進する 事業等を実施する。

b 甲の役割

高等学校と連携した地域振興に関する事業及び高等学校の魅力化を推進する事業等の企画立案並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、関連事業を実施する。

甲と共同で、高等学校と連携した地域振興に関する事業及び高等学校の 魅力化を推進する事業等を企画立案するとともに、関連事業を実施する。

工 産業振興

(ア) 滞在型観光の促進

a 取組の内容

圏域全体における滞在型観光を促進するために、観光情報の共有化やマップ等の作成などの既存事業を見直した上で、圏域内の観光施設を結ぶ広域型観光ルートの整備や全国に向けての観光客誘致宣伝活動の展開などを実施する。

b 甲の役割

- (a) 滞在型観光の促進事業について企画立案を行い、関係機関との連絡調整を行い、事業を実施する。
- (b) 関係者による連絡会議(仮称)を設置し、とりまとめと連絡調整を行う。

c 乙の役割

- (a) 甲とともに、滞在型観光の促進事業について企画立案を行い、乙内の 関係機関の連絡調整を行い、事業の実施に協力する。
- (b) 連絡会議(仮称)の運営に協力し、乙内の関係機関の連絡調整を行う。

(イ) 外国人観光客の増加

a 取組の内容

圏域内への外国人観光客を増加させるために、外国人向けの観光ルートの整備や外国人観光客の受入体制の取組などを実施する。

b 甲の役割

- (a) 外国人観光客の誘客を推進する事業の企画立案を行い、関係機関との 連絡調整を行い、事業を実施する。
- (b) 関係者による連絡会議(仮称)を設置し、とりまとめと連絡調整を行う。

- (a) 甲とともに、外国人観光客の誘客を推進する事業の企画立案を行い、 乙内の関係機関の連絡調整を行い、事業の実施に協力する。
- (b) 連絡会議(仮称)の運営に協力し、乙内の関係機関の連絡調整を行う。

(ウ) 秩父まるごとジオパークの推進

a 取組の内容

秩父の地質資源などを活かして秩父まるごとジオパーク構想を推進する ために、ジオパークを活用した関連事業について、秩父まるごとジオパー ク推進協議会を設置してジオパーク推進計画(仮称)を策定する。また、 ジオサイトを結ぶ散策コースの設定などジオツーリズムの整備を行う。

b 甲の役割

- (a) 秩父まるごとジオパーク推進協議会を設置して事務局の運営を行うと ともに、関係機関の連絡調整を行う。
- (b) 圏域内外の住民との交流の拠点づくりを進めるための事業を実施する。
- (c) ジオサイトの適正な保存に努め、圏域住民のジオサイトについて、知識を深める学習拠点づくりを進める。

c 乙の役割

- (a) 秩父まるごとジオパーク推進協議会の運営に協力し、情報提供を行う。
- (b) ジオサイトの適正な保存に努める。甲と協力して、圏域住民のジオサイトについて、知識を深める学習拠点づくりを進める。

(エ) 圏域内企業の支援体制の充実

a 取組の内容

事業者及び創業希望者を対象にコーディネーターを派遣し経営課題など に関する診断、助言などの一貫した支援を行うための産学官連携コーディ ネート事業など圏域内企業を支援するための事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) 産学官連携コーディネート事業などの企画立案、委託先の選定及び関係機関との連絡調整を行うとともに、事業内容の充実に努める。
- (b) 必要に応じて需要調査の実施及び産学官連携コーディネート事業など 関連事業の情報提供を行う。

- (a) 甲と共同で、産学官連携コーディネート事業などを企画立案するとと もに、乙に所在する企業などに対して、産学官連携コーディネート事業 などに関する広報活動を行う。
- (b) 事業の実施及び情報収集に協力する。

(オ) 有害鳥獣対策の推進

a 取組の内容

圏域内の農山村の機能を保全するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)に基づき、甲及び乙が策定した被害防止計画に定めた鳥獣被害防止対策を総合的に進める。

b 甲の役割

関係する住民及び団体との連携を図りつつ、鳥獣被害防止対策に関する情報交換及び研究を行うとともに、当該対策が有効なものとなるよう取り組む。

c 乙の役割

甲と共同で、関係する住民及び団体との連携を図りつつ、鳥獣被害防止 対策に関する情報交換及び研究を行うとともに、当該対策が有効なものと なるよう取り組む。

(カ) 地域ブランドの確立と特産品の販売促進

a 取組の内容

地域農林水産物及び特産品に関する情報を相互に提供して集約するとと もに、開発・発掘に努め、生産者、販売者及び関係団体等と連携して地域ブ ランドを確立するとともに、地域一丸となった販売戦略を構築する。

b 甲の役割

- (a) 圏域内の農林水産物及び特産品の情報を集約しながら、地域ブランド確立に向け、調査を実施する。
- (b) 生産者、販売者及び関係団体等の調整を行い、販売戦略を研究し、販路 拡大を図る。
- (c) 販売促進に資するイベント及び商談会の情報を収集し、参加する団体を 支援する。

- (a) 農林水産物及び特産品に関する情報を提供し、地域ブランド確立及び販路拡大に協力する。
- (b) イベント及び商談会に参加する団体を育成し、支援する。

才 環境

ちちぶ環境保全の推進

a 取組の内容

甲及び乙が行う環境の保全のための独自の取組、既存の条例及び基本計画等を踏まえた上で、圏域における新たな環境の保全に関する総合的な計画を策定し、計画に基づく事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) 新たな環境の保全に関する総合的な計画のとりまとめとともに、関係機関との連絡調整を行う。
- (b) 計画の実現性を確保するため、計画に関連した情報収集及び各種関連法 令等の確認を行う。
- (c) 計画に基づく事業を実施する。
- c 乙の役割
 - (a) 新たな環境の保全に関する総合的な計画のうち、乙町内の計画のとりま とめを行う。
 - (b) 甲と共同で、計画に関連した調査、情報収集及び各種関連法令等の確認 を行う。
 - (c) 計画に基づく事業の円滑な実施に協力する。
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

誰もが利用しやすい公共交通の推進

a 取組の内容

圏域における公共交通を充実させるため、公共交通の需要を調査するとともに、現在の体制を検証し、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの再構築に取り組む。

- b 甲の役割
 - (a) 公共交通の需要調査、現在の体制の検証及び関係機関との連絡調整を 行う。
 - (b) 公共交通ネットワークの再構築のための企画立案を行うとともに、圏域の実情に応じた公共交通手段による試験運行を行い、効果があると認められた事業を実施する。
- c 乙の役割

- (a) 公共交通の需要調査及び現在の体制の検証に協力する。
- (b) 甲と共同で、公共交通ネットワークの再構築のための企画立案を行う。
- (c) 試験運行や効果があると認められた事業の円滑な実施に協力する。

イ デジタル・デバイドの解消へ向けたICTインフラの整備

(ア) 秩父圏域情報化の推進

a 取組の内容

圏域におけるデジタル・デバイドの解消及び情報ネットワーク化を推進 するため、「秩父圏域情報化推進計画(仮称)」を策定する。

b 甲の役割

- (a) 秩父圏域情報化推進計画(仮称)を策定する。
- (b) 計画の実現性を確保するため、関係機関の調整を行う。
- (c) 最新技術動向の研究及び情報交換を行う。

c 乙の役割

- (a) 甲と共同で、秩父圏域情報化推進計画(仮称)を策定する。
- (b) 甲と共同で、最新技術動向の研究及び情報交換を行う。

(イ) 地域情報共有システムの構築準備

a 取組の内容

圏域の防災・防犯情報などの提供システムの運用について研究する。

- b 甲の役割
 - (a) 導入事例の調査及びシステム設計を行う。
 - (b) 運用面を検討する際に、関係機関との連絡調整を行う。
 - (c) 運営のための委託事業者の選定を行う。
- c 乙の役割

甲と共同で、導入事例の調査を行うとともに、システム設計に関する情報提供などを行う。

ウ 圏域外の住民との交流及び移住促進

交流及び移住促進事業の合同実施

a 取組の内容

圏域外の住民を多く受け入れるため、民間団体などと協力して、需要を 調査・検証した上で、子ども農山村交流プロジェクトなどの交流推進事業、 空き家バンクの実施などの移住促進交流事業を合同で実施する。

- b 甲の役割
 - (a) 交流に関する事業の企画立案をするとともに、計画の実現性を確保するための需要調査及び関係機関との調整を行う。
 - (b) 交流に関連する事業を実施し、必要とされる経費の支出を行う。
- c 乙の役割
 - (a) 甲と協力して、交流に関する事業の企画立案を行うとともに、需要調査に協力し、広報普及や情報提供などを行う。
 - (b) 交流に関連する事業の実施に協力する。

工 水道

秩父圏域における水道事業の運営の見直し

a 取組の内容

圏域における水道事業の運営の在り方について、検討を行う。

- b 甲の役割
 - (a) 圏域内にある水道事業の連携、今後の施設の在り方等について、計画 を策定する。
 - (b) 計画の実現性を確保するため、関係機関の調整を行う。
- c 乙の役割

計画の策定に当たり必要となる調査等に協力し、情報提供等を行う。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

人材育成等

a 取組の内容

圏域内の職員や関係者の資質及び政策形成能力の向上など、圏域マネジメント能力を強化するため、圏域外の専門家を招へいし、合同研修などを実施する。

- b 甲の役割
 - (a) 医療分野、観光分野などの圏域外の専門家を招へいする。
 - (b) 合同研修などの主催及び連絡調整を行う。
- c 乙の役割
 - (a) 圏域外の専門家の招へいに協力する。
 - (b) 合同研修などの実施に協力する。

この協定の締結を証するため、本変更協定書(第3回)2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

秩父市熊木町8番15号 甲 秩父市 秩父市長 久 喜 邦 康

秩父郡皆野町大字皆野1420番地1

乙 皆野町長 石木戸 道也

議案第6号

長瀞町とのちちぶ定住自立圏形成協定書の変更について

定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官 通知)に基づき、長瀞町との間において定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更締 結するため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関す る条例(平成21年秩父市条例第17号)第2号の規定に基づき、議会の議決を求 める。

平成31年2月25日提出

提案理由

長瀞町との間に締結したちちぶ定住自立圏形成協定について、以下の項目を追加したいため。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 高等学校と連携した地域振興

当初協定日:平成21年9月25日

第1回変更協定日:平成22年3月24日

第2回変更協定日:平成23年9月30日

ちちぶ定住自立圏の形成に関する変更協定書(第3回)

秩父市(以下「甲」という。)と長瀞町(以下「乙」という。)で締結した、ち ちぶ定住自立圏の形成に関する協定の第3条を次のとおり変更する。

(連携する取組の分野、内容並びに甲及び乙の役割分担)

第3条 連携して取り組む政策分野、内容並びに甲及び乙の役割は、次のとおりとする。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア医療

- (ア) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減
 - a 取組の内容

圏域における医師・医療スタッフの確保及び負担軽減を図るため、医療に 関する需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、医師・医療ス タッフの相互派遣体制の支援、院内保育の整備運営など関連事業を実施する。

- b 甲の役割
 - (a) 医療に関する需要調査及び医師・医療スタッフ体制の検証を行う。
 - (b) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減に関する事業の企画立案及び連 絡調整を行うとともに、関連事業を実施する。
- c 乙の役割
 - (a) 医療に関する需要調査及び医師・医療スタッフ体制の検証に協力する。
 - (b) 甲と共同で、医師・医療スタッフの確保及び負担軽減に関する事業の企画立案を行う。
 - (c) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減に関する事業の円滑な実施に協力する。
- (イ) 救急医療体制の充実
 - a 取組の内容

圏域における救急医療体制をさらに充実させるため、需要を調査するとと もに、現在の体制を検証した上で、秩父郡市医師会及び医療系大学との連携 の強化、医療スタッフのサポート体制の確立などの関連事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) 救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証を行う。
- (b) 救急医療体制を充実させるための事業の企画立案及び連絡調整を行う。
- (c) 関連する事業を実施し、必要とされる経費の支出を行う。

c 乙の役割

- (a) 救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証に協力する。
- (b) 甲と共同で、救急医療体制を充実させるための事業の企画立案を行う。
- (c) 救急医療体制を充実させるための事業の円滑な実施に協力する。

(ウ) リハビリテーション体制の確立

a 取組の内容

圏域におけるリハビリテーション体制を確立するため、需要を調査・検証した上で、圏域内外の医療機関等と連携し、回復期リハビリテーションを中心とした事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) リハビリテーションの需要調査及び体制の確立に向けた検証を行う。
- (b) リハビリテーション体制の確立に向けた事業の企画立案及び連絡調整 を行うとともに、関連事業を実施する。

c 乙の役割

- (a) リハビリテーションの需要調査及び体制の確立に向けた検証に協力する。
- (b) 甲と共同で、リハビリテーション体制の確立に向けた事業の企画立案 を行う。
- (c) リハビリテーション体制の確立に向けた事業の円滑な実施に協力する。

イ 保健・福祉

(ア) 住民を対象とした保健福祉事業の充実

a 取組の内容

圏域内の住民を対象とした保健福祉事業を充実させるため、合同で実施 することが効果的・効率的と認められた事業を実施する。

b 甲の役割

合同で実施することが効果的・効率的と認められた保健福祉事業の企画 立案及び連絡調整を行い、実施する。

c 乙の役割

- (a) 甲と共同で、合同で実施することが効果的・効率的と認められた保健 福祉事業の企画立案を行う。
- (b) 合同で実施することが効果的・効率的と認められた保健福祉事業の円 滑な実施に協力する。

(イ) 子育て支援及び児童福祉の充実

a 取組の内容

ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育などをはじめとした秩父圏域の子育で支援及び児童福祉を充実させるため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、合同で実施することが効果的・効率的と認められた事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) 子育て支援施策及び児童福祉施策が効果的・効率的となるよう必要な 調査及び体制の検証を行う。
- (b) 子育て支援及び児童福祉に関連する事業の企画立案及び関係団体との 連絡調整を行うとともに、関連事業を主体的に実施する。

c 乙の役割

- (a) 子育て支援施策及び児童福祉施策が効果的・効率的となるよう必要な 調査及び体制の検証に協力する。
- (b) 甲と共同で、子育て支援及び児童福祉に関連する事業の企画立案を行う。
- (c) 子育て支援及び児童福祉に関連する事業の実施に必要となる情報提供 等を行う。

ウ教育

(ア) 生涯学習の充実

a 取組の内容

圏域内で生涯学び続けられる機会を確保するため、生涯学習施設の整備 運営を行うとともに、秩父学などの生涯学習にふさわしい科目に関する講 座の充実を図る。

b 甲の役割

- (a) 学習施設について企画立案し、整備運営を行う。
- (b) 生涯学習にふさわしい科目に関する講座について企画立案を行い、講 座を運営する。
- (c) 生涯学習にふさわしい科目に関する講座の広報を行い、受講生を募集 する。

c 乙の役割

- (a) 生涯学習にふさわしい科目に関する講座について甲とともに企画立案 を行い、甲が行う講座の運営に協力する。
- (b) 甲と協力して、乙地域内で講座の広報を行うとともに、受講生を募集 する。

(イ) 保護者の学習に関する事業の充実

a 取組の内容

保護者の学習に関する事業を充実させるため、合同で実施することが効果的・効率的と認められた事業を実施する。

b 甲の役割

保護者の学習に関する事業の企画立案及び関係機関との連絡調整を行う とともに、関連事業を実施する。

c 乙の役割

甲と共同で、保護者の学習に関する事業を企画立案するとともに、事業 実施に必要となる情報提供等を行う。

(ウ) 高等学校と連携した地域振興

a 取組の内容

圏域内の高等学校との連携を強化するとともに、地域振興のため合同で 実施することが効果的と認められた事業及び高等学校の魅力化を推進する 事業等を実施する。

b 甲の役割

高等学校と連携した地域振興に関する事業及び高等学校の魅力化を推進する事業等の企画立案並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、関連事業を実施する。

c 乙の役割

甲と共同で、高等学校と連携した地域振興に関する事業及び高等学校の 魅力化を推進する事業等を企画立案するとともに、関連事業を実施する。

工 産業振興

(ア) 滞在型観光の促進

a 取組の内容

圏域全体における滞在型観光を促進するために、観光情報の共有化やマップ等の作成などの既存事業を見直した上で、圏域内の観光施設を結ぶ広域型観光ルートの整備や全国に向けての観光客誘致宣伝活動の展開などを実施する。

b 甲の役割

- (a) 滞在型観光の促進事業について企画立案を行い、関係機関との連絡調整を行い、事業を実施する。
- (b) 関係者による連絡会議(仮称)を設置し、とりまとめと連絡調整を行う。

c 乙の役割

- (a) 甲とともに、滞在型観光の促進事業について企画立案を行い、乙内の 関係機関の連絡調整を行い、事業の実施に協力する。
- (b) 連絡会議(仮称)の運営に協力し、乙内の関係機関の連絡調整を行う。

(イ) 外国人観光客の増加

a 取組の内容

圏域内への外国人観光客を増加させるために、外国人向けの観光ルートの整備や外国人観光客の受入体制の取組などを実施する。

b 甲の役割

- (a) 外国人観光客の誘客を推進する事業の企画立案を行い、関係機関との 連絡調整を行い、事業を実施する。
- (b) 関係者による連絡会議(仮称)を設置し、とりまとめと連絡調整を行う。

c 乙の役割

(a) 甲とともに、外国人観光客の誘客を推進する事業の企画立案を行い、 乙内の関係機関の連絡調整を行い、事業の実施に協力する。 (b) 連絡会議(仮称)の運営に協力し、乙内の関係機関の連絡調整を行う。

(ウ) 秩父まるごとジオパークの推進

a 取組の内容

秩父の地質資源などを活かして秩父まるごとジオパーク構想を推進するために、ジオパークを活用した関連事業について、秩父まるごとジオパーク推進協議会を設置してジオパーク推進計画(仮称)を策定する。また、ジオサイトを結ぶ散策コースの設定などジオツーリズムの整備を行う。

b 甲の役割

- (a) 秩父まるごとジオパーク推進協議会を設置して事務局の運営を行うと ともに、関係機関の連絡調整を行う。
- (b) 圏域内外の住民との交流の拠点づくりを進めるための事業を実施する。
- (c) ジオサイトの適正な保存に努め、圏域住民のジオサイトについて、知識を深める学習拠点づくりを進める。

c 乙の役割

- (a) 秩父まるごとジオパーク推進協議会の運営に協力し、情報提供を行う。
- (b) ジオサイトの適正な保存に努める。甲と協力して、圏域住民のジオサイトについて、知識を深める学習拠点づくりを進める。

(エ) 圏域内企業の支援体制の充実

a 取組の内容

事業者及び創業希望者を対象にコーディネーターを派遣し経営課題など に関する診断、助言などの一貫した支援を行うための産学官連携コーディ ネート事業など圏域内企業を支援するための事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) 産学官連携コーディネート事業などの企画立案、委託先の選定及び関係機関との連絡調整を行うとともに、事業内容の充実に努める。
- (b) 必要に応じて需要調査の実施及び産学官連携コーディネート事業など 関連事業の情報提供を行う。

c 乙の役割

(a) 甲と共同で、産学官連携コーディネート事業などを企画立案するとと もに、乙に所在する企業などに対して、産学官連携コーディネート事業 などに関する広報活動を行う。 (b) 事業の実施及び情報収集に協力する。

(オ) 有害鳥獣対策の推進

a 取組の内容

圏域内の農山村の機能を保全するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)に基づき、鳥獣被害防止対策を総合的に進める。

b 甲の役割

関係する住民及び団体との連携を図りつつ、鳥獣被害防止対策に関する情報交換及び研究を行うとともに、当該対策が有効なものとなるよう取り組む。

c 乙の役割

甲と共同で、関係する住民及び団体との連携を図りつつ、鳥獣被害防止対策に関する情報交換及び研究を行うとともに、当該対策が有効なものとなるよう取り組む。

(カ) 地域ブランドの確立と特産品の販売促進

a 取組の内容

地域農林水産物及び特産品に関する情報を相互に提供して集約するとと もに、開発・発掘に努め、生産者、販売者及び関係団体等と連携して地域ブ ランドを確立するとともに、地域一丸となった販売戦略を構築する。

b 甲の役割

- (a) 圏域内の農林水産物及び特産品の情報を集約しながら、地域ブランド確立に向け、調査を実施する。
- (b) 生産者、販売者及び関係団体等の調整を行い、販売戦略を研究し、販路 拡大を図る。
- (c) 販売促進に資するイベント及び商談会の情報を収集し、参加する団体を 支援する。

c 乙の役割

- (a) 農林水産物及び特産品に関する情報を提供し、地域ブランド確立及び販路拡大に協力する。
- (b) イベント及び商談会に参加する団体を育成し、支援する。

才 環境

ちちぶ環境保全の推進

a 取組の内容

甲及び乙が行う環境の保全のための独自の取組、既存の条例及び基本計画等を踏まえた上で、圏域における新たな環境の保全に関する総合的な計画を策定し、計画に基づく事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) 新たな環境の保全に関する総合的な計画のとりまとめとともに、関係機関との連絡調整を行う。
- (b) 計画の実現性を確保するため、計画に関連した情報収集及び各種関連法 令等の確認を行う。
- (c) 計画に基づく事業を実施する。
- c 乙の役割
 - (a) 新たな環境の保全に関する総合的な計画のうち、乙町内の計画のとりまとめを行う。
 - (b) 甲と共同で、計画に関連した調査、情報収集及び各種関連法令等の確認 を行う。
 - (c) 計画に基づく事業の円滑な実施に協力する。
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

誰もが利用しやすい公共交通の推進

a 取組の内容

圏域における公共交通を充実させるため、公共交通の需要を調査すると ともに、現在の体制を検証し、誰もが利用しやすい公共交通ネットワーク の再構築に取り組む。

- b 甲の役割
 - (a) 公共交通の需要調査、現在の体制の検証及び関係機関との連絡調整を 行う。
 - (b) 公共交通ネットワークの再構築のための企画立案を行うとともに、圏域の実情に応じた公共交通手段による試験運行を行い、効果があると認められた事業を実施する。
- c 乙の役割

- (a) 公共交通の需要調査及び現在の体制の検証に協力する。
- (b) 甲と共同で、公共交通ネットワークの再構築のための企画立案を行う。
- (c) 試験運行や効果があると認められた事業の円滑な実施に協力する。

イ デジタル・デバイドの解消へ向けたICTインフラの整備

(ア) 秩父圏域情報化の推進

a 取組の内容

圏域におけるデジタル・デバイドの解消及び情報ネットワーク化を推進 するため、「秩父圏域情報化推進計画(仮称)」を策定する。

b 甲の役割

- (a) 秩父圏域情報化推進計画(仮称)を策定する。
- (b) 計画の実現性を確保するため、関係機関の調整を行う。
- (c) 最新技術動向の研究及び情報交換を行う。
- c 乙の役割
 - (a) 甲と共同で、秩父圏域情報化推進計画(仮称)を策定する。
 - (b) 甲と共同で、最新技術動向の研究及び情報交換を行う。

(イ) 地域情報共有システムの構築準備

a 取組の内容

圏域の防災・防犯情報などの提供システムの運用について研究する。

- b 甲の役割
 - (a) 導入事例の調査及びシステム設計を行う。
 - (b) 運用面を検討する際に、関係機関との連絡調整を行う。
 - (c) 運営のための委託事業者の選定を行う。
- c 乙の役割

甲と共同で、導入事例の調査を行うとともに、システム設計に関する情報提供などを行う。

ウ 圏域外の住民との交流及び移住促進

交流及び移住促進事業の実施

a 取組の内容

圏域外の住民を多く受け入れるため、民間団体などと協力して、需要を 調査するとともに、現在の取組を検証した上で、子ども農山村交流プロジ ェクトなどの交流事業、空き家バンクなどの移住促進事業を実施する。

- b 甲の役割
 - (a) 交流及び移住促進に関する需要調査、現在の取組の検証及び関係機関 との連絡調整を行う。
 - (b) 交流及び移住促進事業の企画立案を行い、実施する。
- c 乙の役割
 - (a) 交流及び移住促進に関する需要調査、現在の取組の検証及び情報提供 などに協力する。
 - (b) 甲と共同で、交流及び移住促進事業の企画立案を行う。
 - (c) 交流及び移住促進事業の円滑な実施に協力する。

工 水道

秩父圏域における水道事業の運営の見直し

a 取組の内容

圏域における水道事業の運営の在り方について、検討を行う。

- b 甲の役割
 - (a) 圏域内にある水道事業の連携、今後の施設の在り方等について、計画 を策定する。
 - (b) 計画の実現性を確保するため、関係機関の調整を行う。
- c 乙の役割

計画の策定に当たり必要となる調査等に協力し、情報提供等を行う。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

人材育成等

a 取組の内容

圏域内の職員や関係者の資質及び政策形成能力の向上など、圏域マネジメント能力を強化するため、圏域外の専門家を招へいし、合同研修などを実施する。

- b 甲の役割
 - (a) 医療分野、観光分野などの圏域外の専門家を招へいする。
 - (b) 合同研修などの主催及び連絡調整を行う。
- c 乙の役割
 - (a) 圏域外の専門家の招へいに協力する。

(b) 合同研修などの実施に協力する。

この協定の締結を証するため、本変更協定書(第3回)2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

秩父市熊木町8番15号 甲 秩父市 秩父市長 久 喜 邦 康

秩父郡長瀞町大字本野上1035番地1

乙 長瀞町長瀞町長 大 澤 タキ江

議案第7号

小鹿野町とのちちぶ定住自立圏形成協定書の変更について

定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)に基づき、小鹿野町との間において定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更締結するため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(平成21年秩父市条例第17号)第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

提案理由

小鹿野町との間に締結したちちぶ定住自立圏形成協定について、以下の項目を追加したいため。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野 高等学校と連携した地域振興

当初協定日:平成21年9月25日

第1回変更協定日:平成22年3月24日

第2回変更協定日:平成23年9月30日

ちちぶ定住自立圏の形成に関する変更協定書(第3回)

秩父市(以下「甲」という。)と小鹿野町(以下「乙」という。)で締結した、 ちちぶ定住自立圏の形成に関する協定の第3条を次のとおり変更する。

(連携する取組の分野、内容並びに甲及び乙の役割分担)

第3条 連携して取り組む政策分野、内容並びに甲及び乙の役割は、次のとおりとする。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア医療

- (ア) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減
 - a 取組の内容

圏域における医師・医療スタッフの確保及び負担軽減を図るため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、医師・医療スタッフの相互派遣体制の支援、院内保育の整備運営など関連する事業を合同で実施する。

- b 甲の役割
 - (a) 医師・医療スタッフの確保及び負担軽減に関する需要の調査・検証、事業の企画立案及び連絡調整を行う。
 - (b) 関連する事業を実施し、必要とされる経費の支出を行う。
- c 乙の役割
 - (a) 甲が行う医師・医療スタッフの確保及び負担軽減に関する事業の企画立 案に協力する。
 - (b) 関連した事業の実施に当たり、甲に対して受益に応じた負担を担うとと もに、円滑に運営されるための必要な支援を行う。

(イ) 救急医療体制の充実

a 取組の内容

圏域における救急医療体制をさらに充実させるため、需要を調査するとと

もに、現在の体制を検証した上で、秩父郡市医師会及び医療系大学との連携 の強化、医療スタッフのサポート体制の確立などの関連事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) 救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証を行う。
- (b) 救急医療体制を充実させるための事業の企画立案及び連絡調整を行う。
- (c) 関連する事業を実施し、必要とされる経費の支出を行う。

c 乙の役割

- (a) 救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証に協力する。
- (b) 甲と共同で、救急医療体制を充実させるための事業の企画立案を行う。
- (c) 救急医療体制を充実させるための事業の円滑な実施に協力する。

(ウ) リハビリテーション体制の確立

a 取組の内容

圏域におけるリハビリテーション体制を確立するため、需要を調査・検証 した上で、圏域内外の医療機関等と連携し、回復期リハビリテーションを中 心とした事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) リハビリテーションの需要調査及び体制の確立に向けた検証を行う。
- (b) リハビリテーション体制の確立に向けた事業の企画立案及び連絡調整 を行うとともに、関連事業を実施する。

c 乙の役割

- (a) リハビリテーションの需要調査及び体制の確立に向けた検証に協力する。
- (b) 甲と共同で、リハビリテーション体制の確立に向けた事業の企画立案を 行う。
- (c) リハビリテーション体制の確立に向けた事業の円滑な実施に協力する。

イ 保健・福祉

- (ア) 住民を対象とした保健福祉事業の充実
 - a 取組の内容

圏域内の住民を対象とした保健福祉事業を充実させるため、合同で実施することが効果的・効率的と認められた事業を実施する。

b 甲の役割

合同で実施することが効果的・効率的と認められた保健福祉事業の企画 立案及び連絡調整を行い、実施する。

c 乙の役割

- (a) 甲と共同で、合同で実施することが効果的・効率的と認められた保健 福祉事業の企画立案を行う。
- (b) 合同で実施することが効果的・効率的と認められた保健福祉事業の円 滑な実施に協力する。

(イ) 子育て支援及び児童福祉の充実

a 取組の内容

ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育などをはじめとした秩父圏域の子育て支援及び児童福祉を充実させるため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、合同で実施することが効果的・効率的と認められた事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) 子育て支援施策及び児童福祉施策が効果的・効率的となるよう必要な 調査及び体制の検証を行う。
- (b) 子育て支援及び児童福祉に関連する事業の企画立案及び関係団体との 連絡調整を行うとともに、関連事業を主体的に実施する。

c 乙の役割

- (a) 子育て支援施策及び児童福祉施策が効果的・効率的となるよう必要な 調査及び体制の検証に協力する。
- (b) 甲と共同で、子育て支援及び児童福祉に関連する事業の企画立案を行う。
- (c) 子育て支援及び児童福祉に関連する事業の実施に必要となる情報提供 等を行う。

ウ教育

(ア) 生涯学習の充実

a 取組の内容

圏域内で生涯学び続けられる機会を確保するため、生涯学習施設の整備 運営を行うとともに、秩父学などの生涯学習にふさわしい科目に関する講 座の充実を図る。

b 甲の役割

- (a) 学習施設について企画立案し、整備運営を行う。
- (b) 生涯学習にふさわしい科目に関する講座について企画立案を行い、講 座を運営する。
- (c) 生涯学習にふさわしい科目に関する講座の広報を行い、受講生を募集 する。

c 乙の役割

- (a) 甲と共同で、生涯学習にふさわしい科目に関する講座について企画立 案を行い、甲が行う講座の運営に協力する。
- (b) 甲と共同で、乙内で講座の広報を行うとともに、受講生を募集する。

(イ) 保護者の学習に関する事業の充実

a 取組の内容

保護者の学習に関する事業を充実させるため、合同で実施することが効果的・効率的と認められた事業を実施する。

b 甲の役割

保護者の学習に関する事業の企画立案及び関係機関との連絡調整を行う とともに、関連事業を実施する。

c 乙の役割

甲と共同で、保護者の学習に関する事業を企画立案するとともに、事業 実施に必要となる情報提供等を行う。

(ウ) 高等学校と連携した地域振興

a 取組の内容

圏域内の高等学校との連携を強化するとともに、地域振興のため合同で 実施することが効果的と認められた事業及び高等学校の魅力化を推進する 事業等を実施する。

b 甲の役割

高等学校と連携した地域振興に関する事業及び高等学校の魅力化を推進する事業等の企画立案並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、関連事業を実施する。

c 乙の役割

甲と共同で、高等学校と連携した地域振興に関する事業及び高等学校の

魅力化を推進する事業等を企画立案するとともに、関連事業を実施する。

工 産業振興

- (ア) 滞在型観光の促進
 - a 取組の内容

圏域全体における滞在型観光を促進するため、観光情報の共有化、マップ等の作成などの既存事業を見直した上で、圏域内の観光施設を結ぶ広域型観光ルートの整備、全国に向けての観光客誘致宣伝活動の展開などを実施する。

b 甲の役割

- (a) 滞在型観光の促進事業について企画立案及び関係機関との連絡調整を 行い、事業を実施する。
- (b) 関係者による連絡会議(仮称)を設置し、とりまとめ及び連絡調整を 行う。

c 乙の役割

- (a) 甲と共同で、滞在型観光の促進事業について企画立案及び乙内の関係 機関の連絡調整を行い、事業の実施に協力する。
- (b) 連絡会議(仮称)の運営に協力し、乙内の関係機関の連絡調整を行う。

(イ) 外国人観光客の増加

a 取組の内容

圏域内への外国人観光客を増加させるため、外国人向けの観光ルートの 整備、外国人観光客の受入体制の取組などを実施する。

b 甲の役割

- (a) 外国人観光客の誘客を推進する事業の企画立案及び関係機関との連絡 調整を行い、事業を実施する。
- (b) 関係者による連絡会議(仮称)を設置し、とりまとめ及び連絡調整を 行う。

c 乙の役割

- (a) 甲と共同で、外国人観光客の誘客を推進する事業の企画立案及び乙内の関係機関の連絡調整を行い、事業の実施に協力する。
- (b) 連絡会議(仮称)の運営に協力し、乙内の関係機関の連絡調整を行う。

(ウ) 秩父まるごとジオパークの推進

a 取組の内容

秩父の地質資源などを活かして秩父まるごとジオパーク構想を推進する ために、ジオパークを活用した関連事業について、秩父まるごとジオパーク 推進協議会を設置してジオパーク推進計画(仮称)を策定する。また、ジオ サイトを結ぶ散策コースの設定などジオツーリズムの整備を行う。

b 甲の役割

- (a) 秩父まるごとジオパーク推進協議会を設置して事務局の運営を行うと ともに、関係機関の連絡調整を行う。
- (b) 圏域内外の住民との交流の拠点づくりを進めるための事業を実施する。
- (c) ジオサイトの適正な保存に努め、圏域住民のジオサイトについて、知識 を深める学習拠点づくりを進める。

c 乙の役割

- (a) 秩父まるごとジオパーク推進協議会の運営に協力し、情報提供を行う。
- (b) ジオサイトの適正な保存に努める。甲と協力して、圏域住民のジオサイトについて、知識を深める学習拠点づくりを進める。

(エ) 圏域内企業の支援体制の充実

a 取組の内容

事業者及び創業希望者を対象にコーディネーターを派遣し経営課題など に関する診断、助言などの一貫した支援を行うための産学官連携コーディ ネート事業など圏域内企業を支援するための事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) 産学官連携コーディネート事業などの企画立案、委託先の選定及び関係機関との連絡調整を行うとともに、事業内容の充実に努める。
- (b) 必要に応じて需要調査の実施及び産学官連携コーディネート事業など 関連事業の情報提供を行う。

c 乙の役割

- (a) 甲と共同で、産学官連携コーディネート事業などを企画立案するとと もに、乙に所在する企業などに対して、産学官連携コーディネート事業 などに関する広報活動を行う。
- (b) 事業の実施及び情報収集に協力する。

(オ) 有害鳥獣対策の推進

a 取組の内容

圏域内の農山村の機能を保全するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)に基づき、甲及び乙が策定した被害防止計画に定めた鳥獣被害防止対策を総合的に進める。

b 甲の役割

関係する住民及び団体との連携を図りつつ、鳥獣被害防止対策に関する情報交換及び研究を行うとともに、当該対策が有効なものとなるよう取り組む。

c 乙の役割

甲と共同で、関係する住民及び団体との連携を図りつつ、鳥獣被害防止 対策に関する情報交換及び研究を行うとともに、当該対策が有効なものと なるよう取り組む。

(カ) 地域ブランドの確立と特産品の販売促進

a 取組の内容

地域農林水産物及び特産品に関する情報を相互に提供して集約するとと もに、開発・発掘に努め、生産者、販売者及び関係団体等と連携して地域ブ ランドを確立するとともに、地域一丸となった販売戦略を構築する。

b 甲の役割

- (a) 圏域内の農林水産物及び特産品の情報を集約しながら、地域ブランド確立に向け、調査を実施する。
- (b) 生産者、販売者及び関係団体等の調整を行い、販売戦略を研究し、販路 拡大を図る。
- (c) 販売促進に資するイベント及び商談会の情報を収集し、参加する団体を 支援する。

c 乙の役割

- (a) 農林水産物及び特産品に関する情報を提供し、地域ブランド確立及び販路拡大に協力する。
- (b) イベント及び商談会に参加する団体を育成し、支援する。

才 環境

ちちぶ環境保全の推進

a 取組の内容

甲及び乙が行う環境の保全のための独自の取組、既存の条例及び基本計画等を踏まえた上で、圏域における新たな環境の保全に関する総合的な計画を策定し、計画に基づく事業を実施する。

b 甲の役割

- (a) 新たな環境の保全に関する総合的な計画のとりまとめとともに、関係機関との連絡調整を行う。
- (b) 計画の実現性を確保するため、計画に関連した情報収集及び各種関連法令等の確認を行う。
- (c) 計画に基づく事業を実施する。
- c 乙の役割
 - (a) 新たな環境の保全に関する総合的な計画のうち、乙内の計画のとりまと めを行う。
 - (b) 甲と共同で、計画に関連した調査、情報収集及び各種関連法令等の確認 を行う。
 - (c) 計画に基づく事業の円滑な実施に協力する。
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

誰もが利用しやすい公共交通の推進

a 取組の内容

圏域における公共交通を充実させるため、公共交通の需要を調査するとともに、現在の体制を検証し、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの再構築に取り組む。

b 甲の役割

- (a) 公共交通の需要調査、現在の体制の検証及び関係機関との連絡調整を 行う。
- (b) 公共交通ネットワークの再構築のための企画立案を行うとともに、圏域の実情に応じた公共交通手段による試験運行を行い、効果があると認められた事業を実施する。
- c 乙の役割
 - (a) 公共交通の需要調査及び現在の体制の検証に協力する。

- (b) 甲と共同で、公共交通ネットワークの再構築のための企画立案を行う。
- (c) 試験運行や効果があると認められた事業の円滑な実施に協力する。

イ デジタル・デバイドの解消に向けたICTインフラの整備

- (ア) 秩父圏域情報化の推進
 - a 取組の内容

圏域におけるデジタル・デバイドの解消及び情報ネットワーク化を推進するため、「秩父圏域情報化推進計画(仮称)」を策定する。

- b 甲の役割
 - (a) 秩父圏域情報化推進計画(仮称)を策定する。
 - (b) 計画の実現性を確保するため、関係機関の調整を行う。
 - (c) 最新技術動向の研究及び情報交換を行う。
- c 乙の役割
 - (a) 甲と共同で、秩父圏域情報化推進計画(仮称)を策定する。
 - (b) 甲と共同で、最新技術動向の研究及び情報交換を行う。

(イ) 地域情報共有システムの構築準備

a 取組の内容

圏域の防災・防犯情報などの提供システムの運用について研究する。

- b 甲の役割
 - (a) 導入事例の調査及びシステム設計を行う。
 - (b) 運用面を検討する際に、関係機関との連絡調整を行う。
 - (c) 運営のための委託事業者の選定を行う。
- c 乙の役割

甲と共同で、導入事例の調査を行うとともに、システム設計に関する情報 提供などを行う。

ウ 圏域外の住民との交流及び移住促進

交流及び移住促進事業の合同実施

a 取組の内容

圏域外の住民を多く受け入れるため、民間団体などと協力して、需要を調査・検証した上で、子ども農山村交流プロジェクトなどの交流推進事業、空き家バンクの実施などの移住促進交流事業を合同で実施する。

- b 甲の役割
- (a) 交流に関する事業の企画立案をするとともに、計画の実現性を確保する ための需要調査及び関係機関との調整を行う。
- (b) 交流に関連する事業を実施し、必要とされる経費の支出を行う。
- c 乙の役割
- (a) 甲と協力して、交流に関する事業の企画立案を行うとともに、需要調査 に協力し、広報普及や情報提供などを行う。
- (b) 交流に関連する事業の実施に協力する。

工 水道

秩父圏域における水道事業の運営の見直し

a 取組の内容

圏域における水道事業の運営の在り方について、検討を行う。

- b 甲の役割
 - (a) 圏域内にある水道事業の連携、今後の施設の在り方等について、計画を 策定する。
 - (b) 計画の実現性を確保するため、関係機関の調整を行う。
- c 乙の役割

計画の策定に当たり必要となる調査等に協力し、情報提供等を行う。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

人材育成等

a 取組の内容

圏域内の職員や関係者の資質及び政策形成能力の向上など、圏域マネジメント能力を強化するため、圏域外の専門家を招へいし、合同研修などを実施する。

- b 甲の役割
 - (a) 医療分野、観光分野などの圏域外の専門家を招へいする。
 - (b) 合同研修などの主催及び連絡調整を行う。
- c 乙の役割
 - (a) 圏域外の専門家の招へいに協力する。
 - (b) 合同研修などの実施に協力する。

この協定の締結を証するため、本変更協定書(第3回)2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

 秩父市熊木町8番15号

 甲 秩父市

 秩父市長 久 喜 邦 康

秩父郡小鹿野町小鹿野 8 9 番地 乙 小鹿野町

小鹿野町長 森 真 太 郎

議案第8号

秩父市公共施設等総合管理計画の変更について

秩父市公共施設等総合管理計画を別冊のとおり変更したいので、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(平成21年秩父市条例第17号)第3号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

提案理由

秩父市公共施設等総合管理計画の対象を拡大し、公共施設等の総合的かつ計画的 な管理を推進したいため。

議案第9号

秩父市辺地に係る総合整備計画の変更について

秩父市辺地に係る総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

秩父市沢戸・半納辺地に係る総合整備計画書の、公共的施設の整備計画(平成2 7年度から平成31年度まで)の林道に係る表中

٢

声	財源	一般財源のうち辺地		
事業費	特定財源	一般財源	対策事業債の予定額	
351,027	109, 200	241,827	238, 300	

」を

٢

市光弗	財源	一般財源のうち辺地		
事業費	特定財源	一般財源	対策事業債の予定額	
391,248	148, 252	242, 996	242, 300	

」に

改める。

平成31年2月25日提出

提案理由

平成27年3月19日に策定した秩父市沢戸・半納辺地に係る総合整備計画書について、林道の整備に伴う事業費を変更し、住民生活の安心安全を図りたいため。

議案第10号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて議決を求める。

工 事 名 秩父市防災行政無線システム整備工事

請負金額 変更前 金861,759,000円

変更後 金846,538,560円

平成31年2月25日提出

提案理由

秩父市防災行政無線システム整備工事の請負変更契約を締結したいので、秩父市 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年秩父 市条例第61号)第2条の規定により提出する。

議案第11号

秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年秩父市条例第4 2号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月25日提出

提案理由

人事院規則の一部改正に伴い、時間外勤務命令を行うことができる上限時間等を 定めたいため。

議案第12号

秩父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例

秩父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年秩父市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月25日提出

提案理由

学校教育法(昭和22年法律第26号)の一部改正による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件について、所要の改正を行いたいため。

議案第13号

秩父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 秩父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年秩父市条例第180号) の一部を次のように改正する。

第13条第6号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)」を、「卒業した後」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同条第7号中「卒業した後」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加える。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月25日提出

提案理由

学校教育法(昭和22年法律第26号)の一部改正による廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行規則の一部改正に伴い、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格 要件について、所要の改正を行いたいため。

議案第14号

秩父市森と水のちから活用基金条例を廃止する条例

秩父市森と水のちから活用基金条例 (平成17年秩父市条例第276号) は、廃止する。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月25日提出

提案理由

基金残高を地域新電力会社設立出資金として活用したく、平成31年3月31日をもって、秩父市森と水のちから活用基金を廃止したいため。

議案第15号

平成30年度秩父市一般会計補正予算(第5回)

平成30年度秩父市一般会計補正予算(第5回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 305,870 千円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,149,927 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年2月25日提出

第 1 表 歲入歲出予算補正

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	#
9 地方特例交付金		34,000	9,682	43,682
	1 地方特例交付金	34,000	9,682	43,682
10 地方交付税		6,819,982	13,331	6,833,313
	1 地方交付税	6,819,982	13,331	6,833,313
12 分担金及び負担金		238,287	△1,883	236,404
	1 負 担 金	238,287	△1,883	236,404
13 使用料及び手数料		567,325	△39,036	528,289
	1 使 用 料	415,103	△39,036	376,067
14 国庫支出金		3,267,076	△90,915	3,176,161
	1 国庫負担金	2,800,965	△69,781	2,731,184
	2 国庫補助金	453,569	△21,134	432,435
15 県支出金		1,800,193	△61,902	1,738,291
	1 県負担金	977,857	42	977,899
	2 県補助金	563,639	13,165	576,804
	3 委 託 金	258,697	△75,109	183,588
16 財産収入		139,458	5,050	144,508
	1 財産運用収入	102,658	5,050	107,708
17 寄 附 金		206,487	202,974	409,461
	1 寄 附 金	206,487	202,974	409,461
18 繰 入 金		1,457,660	△100,452	1,357,208
	1 繰 入 金	1,457,660	△100,452	1,357,208
20 諸 収 入		326,983	76,421	403,404
	2 市預金利子	400	600	1,000
	5 雑 入	176,282	75,821	252,103
21 市 債		3,281,434	292,600	3,574,034
	1 市 債	3,281,434	292,600	3,574,034
歳 入	合 計	29,844,057	305,870	30,149,927

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		3,429,693	67,655	3,497,348
	1 総務管理費	2,832,641	70,056	2,902,697
	2 徴 税 費	324,482	△1,253	323,229
	5 統計調查費	6,165	△1,148	5,017
3 民 生 費		10,071,816	△146,349	9,925,467
	1 社会福祉費	5,040,996	△2,517	5,038,479
	2 児童福祉費	3,853,567	△163,816	3,689,751
	3 生活保護費	1,159,693	19,984	1,179,677
4 衛 生 費		2,826,014	△35,834	2,790,180
	1 保健衛生費	876,353	△15,866	860,487
	2 病院事業費	273,000	△1,538	271,462
	4 上水道費	1,028,837	△18,430	1,010,407
6 農林水産業費		637,815	12,124	649,939
	1 農 業 費	346,854	29,169	376,023
	2 林 業 費	290,961	△17,045	273,916
8 土 木 費		3,078,254	△213,269	2,864,985
	1 土木管理費	210,987	△6,100	204,887
	2 道路橋りょう費	1,616,799	△123,684	1,493,115
	4 都市計画費	1,087,779	△83,485	1,004,294
9 消 防 費		1,713,894	△11,838	1,702,056
	1 消 防 費	1,713,894	△11,838	1,702,056
10 教育費		2,372,413	415,357	2,787,770
	1 教育総務費	454,139	△1,365	452,774
	2 小学校費	505,888	87,286	593,174
	3 中学校費	326,359	343,192	669,551
	4 幼稚園費	122,669	△10,930	111,739
	5 社会教育費	456,506	△492	456,014
	6 保健体育費	506,852	△2,334	504,518
12 公 債 費		3,276,944	△45,821	3,231,123
**************************************	1 公 債 費	3,276,944	△45,821	3,231,123
13 諸支出金		1,297,862	204,897	1,502,759
	1基金費	1,297,862	204,897	1,502,759
14 予 備 費		169,621	58,948	228,569
	1 予 備 費	169,621	58,948	228,569
歳 出	合 計	29,844,057	305,870	30,149,927

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	旧日野田二瀬住宅解体事業	3, 020
		歷史文化伝承館非常放送設備復旧事業	3, 700
		大滝振興会館改修事業	3, 552
		旧大滝小学校プール解体事業	9, 460
		交流拠点施設整備事業	59, 233
		サービス付き高齢者向け住宅整備事業	180, 000
		移住推進広報事業	960
		移住推進事業補助金交付事業	8, 924
3 民生費	1 社会福祉費	公的介護施設等整備事業	7, 370
		福祉女性会館2階ホール改修事業	432
		ふれあいセンター外構改修事業	721
	2 児童福祉費	花の木保育所排水管等移設事業	3, 838
		旧宮地児童館解体事業	3, 500
		下郷児童館改修事業	26,000
4 衛生費	3 清掃費	し尿処理広域化検討事業	1, 577
6 農林水産業費	1農業費	農地情報公開システム更新事業	972
		担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付事業	45,000
	2 林業費	ウッドスタート事業	1,740
		大達原線改良事業	5,000
7 商工費	1 商工費	ちちぶ銘仙館改修事業	1, 418
		(仮称) 秩父ビジネスプラザ整備事業	29, 998
		こまどり荘非常放送設備設置事業	1,050
8 土木費	2 道路橋りよう費	幹線56号線新設改良事業	2, 700
		幹線58号線新設改良事業	54, 461
		幹線61号線新設改良事業	6, 137
		中央632号線新設改良事業	134, 053
		原谷69号線新設改良事業	27, 600
		吉田幹線105号線新設改良事業	58, 900
		荒川幹線2号線(Ⅱ工区)新設改良事業	18,000
		荒川幹線 4 号線新設改良事業	7, 200
		山田橋補修事業	30, 500
		金倉橋補修事業	19,000
		境沢橋・姥神橋補修事業	36, 600
		宮沢橋架設事業	73, 400
	3 河川費	下戸ヶ沢水路改修事業	8, 300
		東沢水路改修事業	7,300
		1	

款	項	事 業 名	金	額
8 土木費	4 都市計画費	都市計画マスタープラン等作成事業		13,047
	5 住宅費	老朽市営住宅住宅解体事業		7,820
9 消防費	1 消防費	消防団詰所整備事業		33, 698
10 教育費	2 小学校費	西小学校外トイレ改修事業		8,500
		花の木小学校南側出入口整備設計業務委託事業		1, 100
		小学校ブロック塀等耐震改修事業		69, 264
		秩父第一小学校校舎トイレ改修事業		97, 100
	3 中学校費	防犯監視設備設置事業		6,000
		中学校ブロック塀等耐震改修事業		8, 851
		普通教室空調設備設置第5期事業		57, 350
		尾田蒔中学校校舎大規模改造事業		349, 200
	5 社会教育費	秩父祭屋台収蔵庫改修事業		5, 400

第 3 表 地方債補正

(追加及び変更)

#3 / k				補 正 前	
	起債の目的		起債の方法	利率	
4	森林管理道整備事業費	89, 400			
5	地方道路整備事業費	882, 400		年5.0%以内	
8	消防ポンプ自動車等整備事業費	25,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	(ただし、利率見直し 式で借り入れる資金に いて、利率の見直しを	Iし方 全につ レを
14	秩父第一小学校校舎トイレ改修事業費	0		行った後においては、 該見直し後の利率)	当
15	尾田蒔中学校校舎大規模改造事業費	0			

(単位:千円)

	1110000-1011	補	正 後	
償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	74, 300			
政府資金については、そ の融資条件により、銀行 その他の場合にはその債	849, 800			
権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	23, 900	補正前に同じ。		
	269, 500			

議案第16号

平成30年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)

平成30年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 917 千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,803,066 千円とする。
- 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月25日提出

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (事業勘定)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰 入 金		608,536	917	609,453
	1 他会計繰入金	608,536	917	609,453
歳 入	合 計	6,802,149	917	6,803,066

2 歳 出 (事業勘定)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		98,523	917	99,440
	1 総務管理費	94,428	917	95,345
2 保険給付費		4,809,962	0	4,809,962
	1 療養諸費	4,224,471	△40,000	4,184,471
	2 高額療養費	557,680	40,000	597,680
歳 出	合 計	6,802,149	917	6,803,066

議案第17号

平成30年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)

平成30年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 13,007 千円を減額し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 818,888 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳 入歳出予算補正」による。

平成31年2月25日提出

第 1 表 歲入歲出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	=
2 繰 入 金		191,351	△13,007	178,344
	1 他会計繰入金	191,351	△13,007	178,344
歳入	合 計	831,895	△13,007	818,888

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療広		829,391	△13,007	816,384
域連合納付金	1 後期高齢者医療広	829,391	△13,007	816,384
	域連合納付金			
歳 出	合 計	831,895	△13,007	818,888

議案第18号

平成30年度秩父市介護保険特別会計補正予算(第3回)

平成30年度秩父市介護保険特別会計補正予算(第3回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,676 千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,724,762 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳 入歳出予算補正」による。

平成31年2月25日提出

第 1 表 歲入歲出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		1,522,909	8,809	1,531,718
	2 国庫補助金	494,033	8,809	502,842
5 財産収入		204	△133	71
	1 財産運用収入	204	△133	71
歳 入	合 計	6,716,086	8,676	6,724,762

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		164,135	△133	164,002
	1 基金積立金	164,135	△133	164,002
6 予 備 費		45,266	8,809	54,075
	1 予 備 費	45,266	8,809	54,075
歳 出	合 計	6,716,086	8,676	6,724,762

議案第19号

平成30年度秩父市下水道事業特別会計補正予算(第3回)

平成30年度秩父市下水道事業特別会計補正予算(第3回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 56,804 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,443,821 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳 入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年2月25日提出

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		15,710	△7,074	8,636
	1 負 担 金	15,710	△7,074	8,636
2 使用料及び手数料		338,886	△890	337,996
	1 使 用 料	338,698	△890	337,808
6 諸 収 入		3,686	△3,040	646
	1 雑 入	3,686	△3,040	646
7 市 債		394,300	△45,800	348,500
	1 市 債	394,300	△45,800	348,500
歳 入	合 計	1,500,625	△56,804	1,443,821

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業費		845,553	△64,538	781,015
	1 総 務 費	515,313	△26,144	489,169
	2 公共下水道築造事	330,240	△38,394	291,846
	業費			
3 予 備 費		168,977	7,734	176,711
	1 予 備 費	168,977	7,734	176,711
歳 出	合 計	1,500,625	△56,804	1,443,821

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的		補	正 前
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率
1 公共下水道築造事業費	297, 900	普通貸借又	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方
2 公営企業会計適用事業費	26, 400	14 血分光门	式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

		補正	後	
償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債 権者と協定するものによ る。	252, 500	補正前に同じ。		
ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 限を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換え することができる。	26, 000	竹上明 (こ) し。		

余 白

議案第20号

平成30年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)

平成30年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)は、次に 定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 62,000 千円を減額し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 180,523 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳 入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年2月25日提出

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		61,000	△29,000	32,000
	1 国庫補助金	61,000	△29,000	32,000
7 市 債		74,400	△33,000	41,400
	1 市 債	74,400	△33,000	41,400
歳入	合 計	242,523	△62,000	180,523

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業		188,433	△67,900	120,533
費	1 総 務 費	188,433	△67,900	120,533
3 予 備 費		6,395	5,900	12,295
	1 予 備 費	6,395	5,900	12,295
歳出	合 計	242,523	△62,000	180,523

第 2 表 地方債補正

(変更)

ta		;	補 正 前
起債の目的	限度額	起債の方法	利率
1 農業集落排水事業費	74, 400	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

		補	正 後	
償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行を保により、の配資条件によりそのにはののでは、ののでは、のでは、のでは、のでは、では、では、のでは、では、では、できる。とができる。	41, 400	補正前に同じ。		

余 白

議案第21号

平成30年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第3回) 平成30年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第3回)は、 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 86,158 千円を減額し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 175,211 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳 入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年2月25日提出

第 1 表 歲入歲出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正前の額 補 正 額	
1 分担金及び負担金		14,300	△6,980	7,320
	1 設置費分担金	14,300	△6,980	7,320
2 使用料及び手数料		27,819	△762	27,057
	1 使 用 料	27,819	△762	27,057
3 国庫支出金		48,294	△20,216	28,078
	1 国庫補助金	48,294	△20,216	28,078
4 県支出金		21,000	△13,000	8,000
	1 県補助金	21,000	△13,000	8,000
8 市 債		82,200	△45,200	37,000
	1 市 債	82,200	△45,200	37,000
歳 入	合 計	261,369	△86,158	175,211

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	青
2 施設管理費		31,139	△10,095	21,044
	1 施設管理費	31,139	△10,095	21,044
3 施設整備費		166,682	△84,960	81,722
	1 施設整備費	166,682	△84,960	81,722
4 公 債 費		37,673	△801	36,872
	1 公 債 費	37,673	△801	36,872
5 予 備 費		9,316	9,698	19,014
	1 予 備 費	9,316	9,698	19,014
歳 出	合 計	261,369	△86,158	175,211

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的		補	正 前
	限度額	起債の方法	利 率
特定地域生活排水処理 1 施 設 整 備 事 業 費	82, 200	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを 行った後においては、当該見直し後の利率)

		補正	後	
償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはものにものを者と協定するものではる。 市財政の償還期間及び誤置期間及び誤難し、又は繰上資限を短縮しば低利に借換えることができる。	37, 000	補正前に同じ。		

議案第22号

平成30年度秩父市立病院事業会計補正予算(第3回)

- 第1条 平成30年度秩父市立病院事業会計の補正予算(第3回)は、次に定める ところによる。
- 第2条 平成30年度秩父市立病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に 定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収		入			
	第1款	病院事業収益	3,095,078 千円	△35,406 千円	3, 059,	672 =	千円
	第1項	医 業 収 益	2,954,826 千円	△36,282 千円	2,918,	544 =	千円
	第2項	頁 医業外収益	140,252 千円	876 千円	141,	128 =	千円
		支		出			
	第1款	病院事業費用	3,226,540 千円	△79, 136 千円	3, 147,	404 =	千円
	第1項	医 業 費 用	3,171,293 千円	△76,909 千円	3, 094,	384 =	千円
	第2項	頁 医業外費用	54,383 千円	△2,227 千円	52,	156 =	千円
第	3条 子	算第4条本文	括弧書中「不足する額	96,647	千円」を	「不	足する
	額 97	7.812千円	」に、「過年度分損益	勘定留保資金	96, 5	4 7	千円」

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 96,647千円」を「不足する額 97,812千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 96,547千円」を「過年度分損益勘定留保資金 97,712千円」に改め、資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(計)	(補正予定額)	(既決予定額)	目)	(科
	入		収	
127,443 千円	△1,165 千円	128,608 千円	本的収入	第1款 資本
33,300 千円	△1,500 千円	34,800 千円	企 業 債	第1項 企
335 千円	335 千円	0 千円	補 助 金	第3項 補

- 第4条 予算第5条に定めた、起債の限度額「24,100千円」を「23,500千円」に、「10,700千円」を「9,800千円」に改める。
- 第5条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(1)職員給与費 1,813,840千円 △23,190千円 1,790,650千円 第6条 予算第9条に定めた一般会計から補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(1) 救急医療等

負担金・補助金 179,192 千円 △1,538 千円 177,654 千円 第7条 予算第10条に定めた、たな卸資産の購入限度額「438,732 千円」を「398,467 千円」に改める。

平成31年2月25日提出

議案第23号

平成31年度秩父市一般会計予算

平成31年度秩父市一般会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成31年2月25日提出

議案第24号

平成31年度秩父市国民健康保険特別会計予算 平成31年度秩父市国民健康保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成31年2月25日提出

議案第25号

平成31年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算

平成31年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成31年2月25日提出

議案第26号

平成31年度秩父市介護保険特別会計予算 平成31年度秩父市介護保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成31年2月25日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第27号

平成31年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算

平成31年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成31年2月25日提出

議案第28号

平成31年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算 平成31年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算は、別冊の定めると ころによる。

平成31年2月25日提出

議案第29号

平成31年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算

平成31年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成31年2月25日提出

議案第30号

平成31年度秩父市駐車場事業特別会計予算 平成31年度秩父市駐車場事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成31年2月25日提出

議案第31号

平成31年度秩父市立病院事業会計予算 平成31年度秩父市立病院事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成31年2月25日提出

議案第32号

平成31年度秩父市下水道事業会計予算 平成31年度秩父市下水道事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成31年2月25日提出